第３部
分野別計画

第1章 環境・アメニティの分野

安らぎと潤いある環境を守り育てる

◉環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、環境意識の向上に努めるとともに、市民、事業者、行政が連携しながらそれぞれの役割と責任を果たします。

◉公害の防止、廃棄物の発生・排出の抑制、資源の循環利用やエネルギーの有効利用を進めます。

◉見沼田圃や河川など、自然とふれあえる緑と水の空間の保全、再生、創出を進めながら、多様な生態系の保全を図ります。また、緑と水の拠点づくりやネットワーク化などによって、その活用を図ります。

◉地域の特性や多様性を尊重しつつ、調和のとれた美しい街並みや魅力ある都市景観の形成を進めます。

（基本構想「4　施策展開の方向」より）

第1節　地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現

第2節　ともに取り組み、参加する　めぐるまち（循環型都市）の創造

第3節　人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造

第1節 地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現

現状と課題

●環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、本市が第一に取り組むべき課題として、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化の問題があります。地球温暖化の原因である温室効果ガス*のうち大部分を占める二酸化炭素については、本市では運輸部門や民生家庭部門*、民生業務部門*からの排出割合が大きいことから、市民・事業者・行政の連携・協力のもと、排出量の抑制のため、それぞれの役割と責任を意欲的に果たしていくことが大切です。

●環境の保全と創造により良好な生活環境を確保するためには、社会全体で環境への関心を高め、日常生活や事業活動のあらゆる場面で環境に配慮するとともに、環境教育*への取組、各主体の環境保全活動、ライフスタイル*・ビジネススタイルの転換を促進する必要があります。

●また、節電等の省エネルギー化の推進や太陽光など再生可能エネルギー*等の導入促進、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーのさらなる活用など、新たなエネルギー政策に係る取組の推進も重要な課題となっています。

●特に、平成23（2011）年12月に国から指定を受けた、「次世代自動車*・スマートエネルギー特区*」を活用し、都市の低炭素化*、エネルギーセキュリティ*の確保等、先駆的な取組を推進する必要があります。

■温室効果ガス排出量の推移

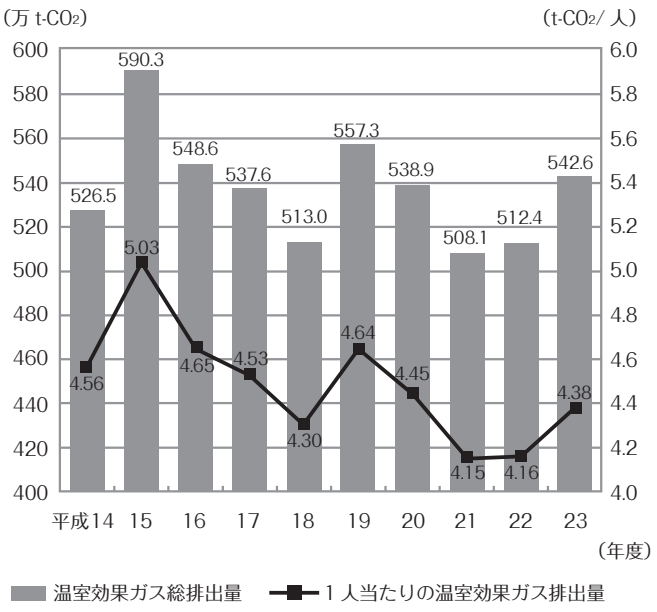

資料　地球温暖化対策課
注）　さいたま市地球温暖化対策地域推進計画に基づく排出量

■「次世代自動車・スマートエネルギー特区」イメージ図

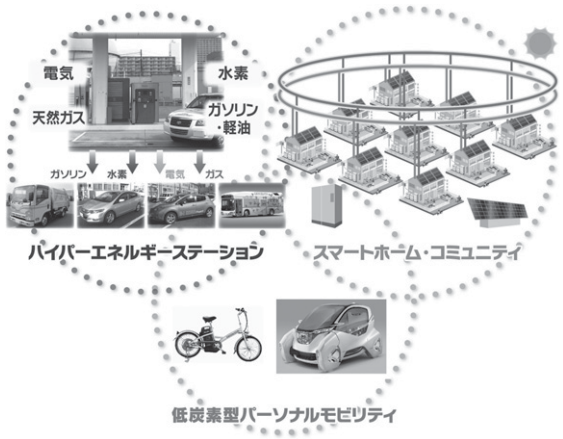

資料　環境未来都市推進課

目指す方向性

誰もが環境の保全と創造に関心を持ち、意欲的に取り組むことで、さわやかな空ときれいな水のある環境負荷*の少ないまち、地球規模の環境問題に地域から行動する環境先進都市を目指します。

施策展開

1 環境負荷の少ないまちづくり

❖住宅やオフィス等の省エネルギー化、公共交通機関の利用促進など、環境負荷の少ないまちづくりに取り組みます。

❖地球温暖化対策に関する情報を積極的に発信し、市民・事業者への意識啓発を通じて、環境負荷の少ない商品の開発や技術の向上、省エネルギーやモビリティ・マネジメント*の推進、エコドライブ*の実践を促すなど、ライフスタイル*やビジネススタイルの転換を図ります。

2 環境の保全と創造に向けた環境教育や活動の推進

❖環境への関心や学習意欲を高めるため、学校における環境教育*の充実を図るとともに、環境関連の情報を積極的に発信し、子どもから高齢者まで、誰もが情報収集や学習をすることができる機会や場所の創出に取り組みます。

❖環境に関する情報の共有や対話など環境コミュニケーション*を通じ、市民や事業者と連携・協力して環境の保全に取り組みます。

3 良好な生活環境の確保

❖きれいな空気や水を保全するため、環境の状況に関する調査を実施するとともに、工場・事業場等への適切な検査や指導、規制に取り組みます。

❖騒音・振動・悪臭等に対する適切な監視、指導等に取り組み、快適な生活環境の確保を図ります。

4 再生可能エネルギー等の導入促進

❖太陽光や太陽熱など、二酸化炭素排出量や環境負荷の少ない再生可能エネルギー*の活用を推進します。

❖ごみを焼却した際に発生する熱エネルギー等を有効に活用するなど、効率的なエネルギー政策を推進します。

5 次世代自動車・スマートエネルギー特区を活用した「環境未来都市」の実現

❖次世代自動車*の普及を促進するとともに、ガソリン、天然ガスに加え、電気、水素など多様なエネルギーが供給可能なハイパーエネルギーステーション*、互いにエネルギーを融通し合い、エネルギー利用の最適化を図るスマートホーム・コミュニティ*、及び環境にやさしく、地域の手軽な移動手段となる低炭素型パーソナルモビリティ*の普及を推進します。

第2節 ともに取り組み、参加するめぐるまち（循環型都市）の創造

現状と課題

●本市のごみ排出量は、平成24（2012）年度において一人1日当たりに換算すると946gとなっています。ここ数年は、1kgを下回っていますが、経済状況等によっても変化するため、今後もより一層の減量に取り組む必要があります。

●また、処理施設の老朽化が進み、施設の更新が課題となっているほか、ごみ1ｔ当たり処理経費が近年増加傾向にあるため、ごみ処理経費の大幅な削減を推進する必要があります。

●さらに、市内の最終処分場は、現状のまま埋立てを行った場合、今後15年程度で満杯状態になる見込みであるため、埋立量を抑制し、現存施設の延命化に努める必要があります。

●これらの課題に対応するため、市民・事業者との連携・協力のもと、ごみの発生・排出の抑制、資源のリサイクルを適切に実施し、環境への負荷が少なく効率的なごみの処理を推進することが重要です。

■ごみの排出量及び最終処分比率の推移

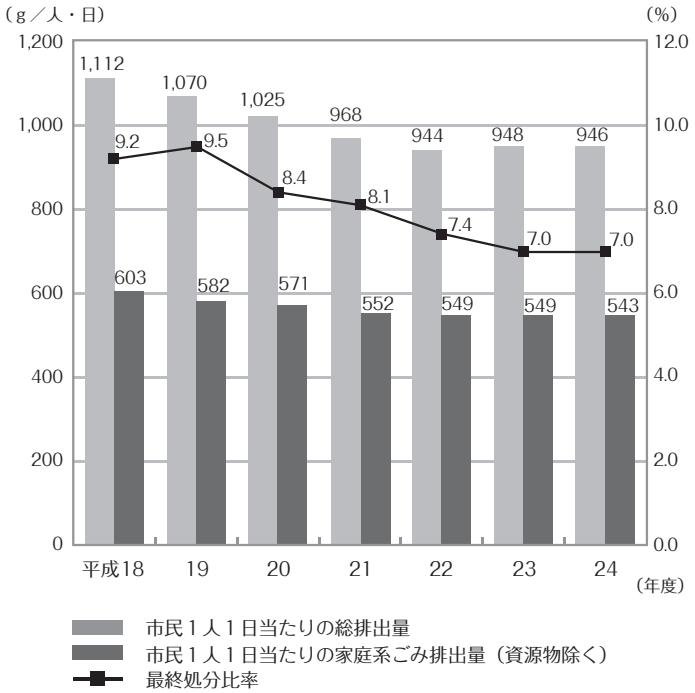

＜参考＞　総排出量＝家庭系ごみ量＋事業系ごみ量＋団体資源回収量
家庭系ごみ量＝もえるごみ量＋もえないごみ量＋資源物量

資料　資源循環政策課

■さいたま市内のごみ焼却施設の状況

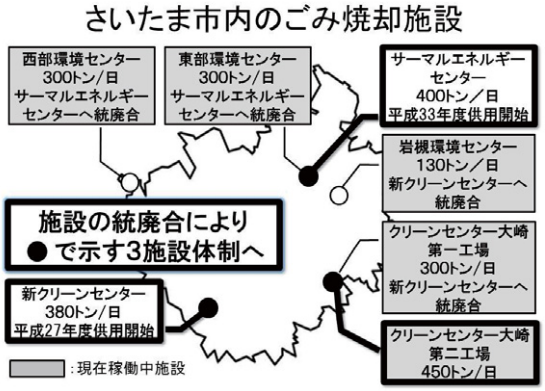

資料　環境施設課

目指す方向性

市民、事業者、行政が連携・協力し、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3Rを積極的に進め、ごみを減量し、適切に資源を有効活用して、環境負荷*の少ないめぐるまち（循環型都市*）の実現を目指します。

施策展開

1 廃棄物の 3R（発生抑制・再利用・再生利用）の推進

❖買物時のマイバッグ使用、外出時のマイボトル持参など、ごみの発生抑制（リデュース）とともに、不要になったものを譲り合うなどの再利用（リユース）を推進します。

❖ペットボトルや古紙の回収などを通じて再び資源化する、再生利用（リサイクル）を推進します。

❖3Rの取組を普及・促進させるため、市民・事業者に対し、取組事例や成果等の情報を積極的に提供するとともに、3R活動の支援に取り組みます。

2 廃棄物の循環利用と適正処理の推進

❖処理時に発生する熱エネルギーの回収率の向上、焼却灰の資源化、生ごみの堆肥化など、廃棄物の循環利用を推進します。

❖ごみの減量・減容化を進め、処理施設の負担軽減を図るとともに、プラント設備*の更新や老朽化施設の適切な統廃合を推進します。

❖産業廃棄物*の排出事業者及び処理事業者に対して、その適正処理を指導し、循環利用を推進します。また、不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、パトロール等の監視体制を強化します。

第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造

現状と課題

●本市は、首都圏有数の自然資源として、中央部には見沼田圃、西部には荒川、東部には元荒川等が市街地を挟むように位置しており、緑の骨格を形成しています。また、野鳥や水生生物等様々な生きものが生息する緑地や水辺が現存するなど、首都近郊にありながら、貴重な自然が多く残っており、本市の原風景をつくり出すとともに、心の安らぎや潤いを与えてくれています。

●しかし、経済活動の拡大や都市化の進展等に伴い、樹林地及び池や沼は年々減少を続けており、今後もこの傾向は続くと予想されています。特に、首都圏に残された貴重な緑地空間であり、治水機能や防災機能を有する見沼田圃については、遊休農地*や荒れ地などが増加傾向にある中で、耕作者や土地所有者による営農努力や従来の行政の取組だけではその保全・再生が困難になりつつあり、市の重要課題の一つとなっています。

●また、市内には、氷川神社や岩槻城址などの歴史・文化のほか、さいたま新都心周辺に代表される新たな街並み、さらに様々な伝統行事やイベント等を含めて景観資源が豊富にあります。これらを生かし、都市と自然が調和した景観を形成していくことが重要です。

●これらの資源を次世代に継承するべき貴重な財産として保全・活用・創造していくためには、市民の理解や様々な活動への参加が重要となっています。

■緑で被われている面積の割合（緑被率）の状況

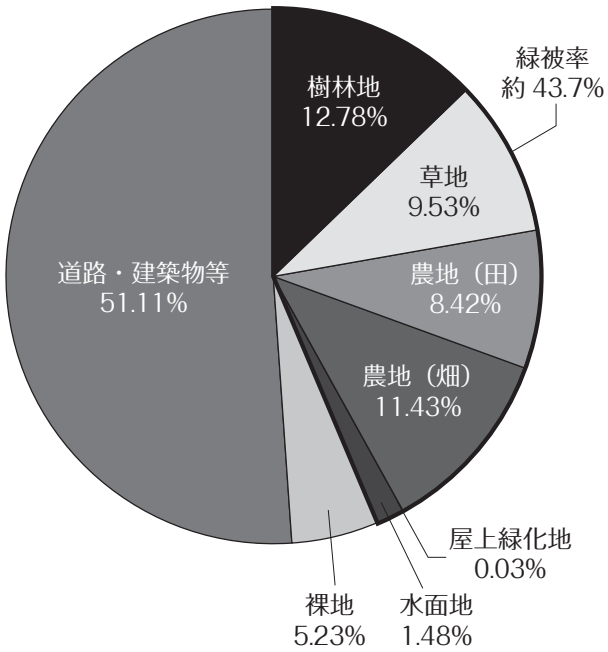

資料　さいたま市緑被現況調査（平成 23 年 3 月）

■市民が自由に散策可能な緑地（公開型緑地）の面積の推移

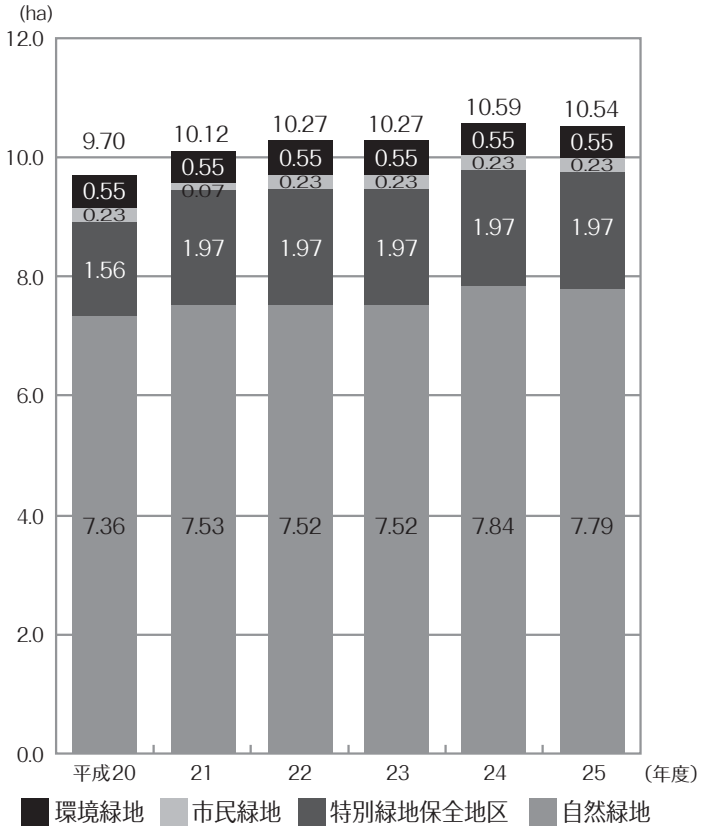

資料　みどり推進課

目指す方向性

見沼田圃や荒川など多様な動植物が生息する自然環境の保全・活用・再生、都市緑化の推進と身近な水辺環境の保全・創出とともに、個性豊かで魅力ある景観を形成することにより、人と自然が共生する緑豊かな美しいまちを目指します。

施策展開

1 水と緑の保全と再生

❖市民・事業者等との連携・協力による情報提供や意識啓発、近郊緑地保全区域*や特別緑地保全地区*の指定などを通じ、身近な緑地や里やま*等の自然環境及び生物多様性*の保全・再生に取り組みます。
❖自然の残る水辺を適切に保全するとともに、市民の憩いの場としての環境整備に取り組みます。
❖市内に広がる見沼田圃等の緑地空間と荒川に代表される河川とのネットワーク形成を推進します。
❖雨水の有効利用を促進し、健全な水循環の保全・再生に取り組みます。

2 見沼田圃の次世代への継承

❖見沼田圃の特性を生かし、土地利用、自然環境、農、歴史・文化、観光・交流、教育・市民活動等に関する様々な取組を総合的に推進するなど、誰もが憩うことのできる心のふるさととして、魅力ある見沼田圃の再生・活性化を図るとともに、かけがえのない環境資産として守り育てます。

3 魅力ある都市景観の形成

❖地域の都市景観の形成に影響を与える建築物等について景観誘導*を行うとともに、一定規模の建築物等には条例に基づく届出により、周辺と調和した一体感のある街並みの形成・誘導を図ります。
❖優れた都市景観の形成、啓発、普及等を図ります。
❖まちの美観や美化に関する市民の意識啓発を図るとともに、地域の活動を支援します。

環境・アメニティの分野

みなさんも一緒に取り組んでみませんか？
～みんなで創る“さいたま市の未来”～

市と市民・団体・事業者の方々など、多様な主体が力を合わせてまちづくりを推進することが、地域や市全体の魅力につながっていきます。さいたま市の未来を思い描いて、まずは身近なところから取り組んでみませんか？

ここでは、本計画の検討に当たり開催した「市民ワークショップ」でのご意見や、「さいたま市総合振興計画審議会」でのご意見等を踏まえて考えた、身近な取組（例）をいくつかご紹介します。

第1節 地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現

第2節 ともに取り組み、参加する　めぐるまち（循環型都市）の創造

◆日頃から節電、公共交通機関の利用、エコドライブ*等を心掛ける。
◆できるだけ環境に配慮した製品を購入する。また、買物の際にはマイバックを持参し、事業者は簡易包装に取り組む。
◆家庭、地域、職場等で、ごみの分別を徹底するなど、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）に取り組む。

第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造

◆ポイ捨てや歩きたばこをしない、自宅や会社のまわりのごみを拾うなど、身近な場所の美化を心掛ける。また、地域でのごみ拾いなど環境の保全や美化活動に、家族や友人を誘って参加する。
◆子どもや家族と見沼田圃や河川など自然に触れる機会を増やす。また、自然環境の保全活動に家族や友人と共に参加する。
◆住宅や建物を建築する際などには、景観や自然環境の保全に配慮する。

第2章 健康・福祉の分野

子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる

◉未来を担う子どもたちが健やかに育つよう、家庭や地域社会と連携しながら、子育てのしやすい環境整備を進めます。

◉市民が積極的に心と体の健康づくりを進められるよう、地域に根づいた健康・長寿の保健・福祉・医療体制を充実していきます。

◉高齢者や障害のある人など、だれもが自由に活動できるよう、物理的、制度的、精神的な障壁を取り除き、バリアフリー*の社会を築きます。

◉介護などについて家庭や地域社会が課題を共有するとともに、ボランティア団体、NGO*・NPO*や民間事業者も交えて多様なニーズにこたえられる保健福祉サービスを生み出し、互いに協力し支えあう地域社会を築きます。

（基本構想「4　施策展開の方向」より）

第1節　子育てしやすい都市の実現

第2節　高齢となっても暮らしやすい都市の実現

第3節　誰もが地域の中で自分らしく暮らせる都市の実現

第4節　心身ともに健康で活力に満ちた社会の実現

第1節 子育てしやすい都市の実現

現状と課題

●子育てしやすい都市の実現に向けて、安心して妊娠・出産ができ、自信を持って子育てに取り組み、また、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、母子保健サービスの提供や地域ぐるみで子育てを支援する体制を強化する必要があります。

●急速な少子化の進行に伴い、本格的な人口減少社会が到来する中、本市の出生数は、平成18（2006）年以降、約1.1万人台で比較的安定した推移を示しています。今後は、出生数をいかにして維持・増加させていくのかが重要な政策課題の一つであると言えます。

●市内の保育所整備を推進しているものの、保育所入所申込者数が増加しており、待機児童*の解消までには至っていない状況となっています。今後も国の制度改正等に対応しつつ、保育環境の向上を図ることが必要となっています。

●市内の放課後児童クラブ入室児童数及び施設数は、平成17（2005）年以降、一貫して前年を上回っています。しかし、利用児童数の増加ペースに施設の整備が追い付いていない状況が課題となっています。

●全国的な傾向として、世帯の小規模化や地域社会における人間関係の希薄化などにより、親が子育てに関する不安や悩みを抱えやすい状況に置かれています。また、本市の児童相談所における児童相談の件数は、おおむね一貫して増え続けており、特に児童虐待に係る相談は著しく増加しています。

●今後の子どもの数の推移や子育て家庭のニーズを十分に見極め、市と事業者の適切な役割分担のもと、各種子育て支援サービスのハード・ソフト両面での充実が必要となっています。

■認可保育所における待機児童数及び整備状況の推移

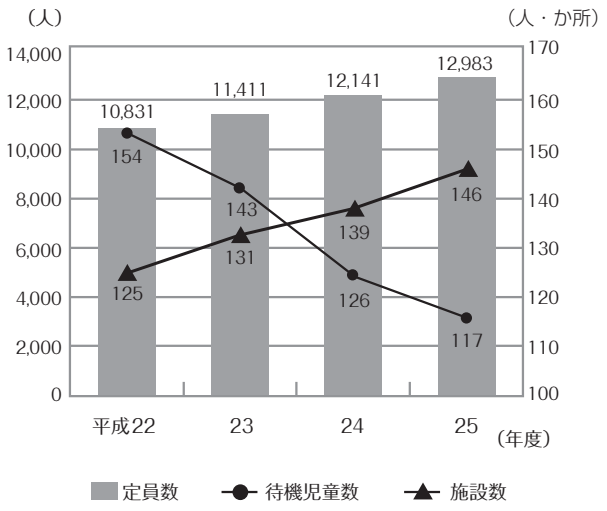

資料　幼児政策課

■放課後児童クラブ入室児童数・待機児童数・施設数の推移

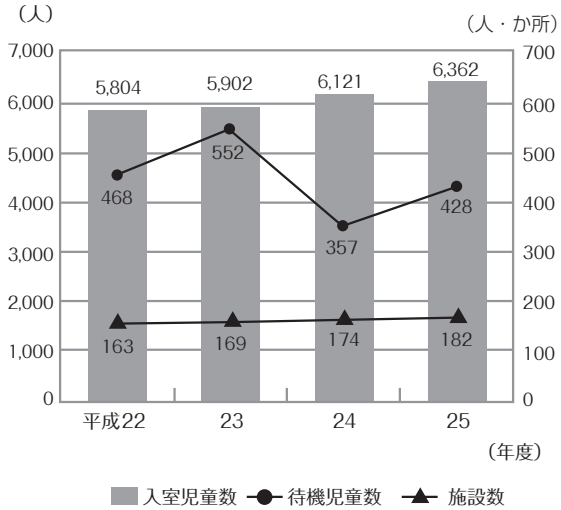

資料　青少年育成課

目指す方向性

すべての子どもが、その個性を尊重され、健やかに育ち、自立し、社会で輝いて生きられるよう、子どもの幸せと命の尊さを第一に考える、地域社会の実現を目指します。

施策展開

1 安心できる妊娠・出産と母子の健康づくり

❖妊娠、出産期において、安心して子どもを生み育てることができるように、妊産婦や家族の不安や悩みを解消または軽減するための環境を整えるとともに、不妊に対する支援策の充実を図ります。

❖子育てをしている家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの病気に対する医療給付などの支援を行うとともに、健康支援体制の充実を図ります。

2 未来を担う子どもの支援、参画の推進

❖社会的な支援を必要とする子どもが、気軽に相談やアドバイスを求めることができる体制を整備するとともに、虐待の防止・予防や早期発見・早期対応など切れ目のない総合的支援の充実を図ります。

❖遊びを通じて自立心や自己肯定感をはぐくむ機会を提供することで、次代を担う子どもの参画意識の醸成を図ります。

3 家庭と地域の子育て力の向上

❖子ども・家庭、地域を取り巻く課題に総合的に取り組み、子育てを支援する仕組みづくりを進めます。

❖子育てに関する負担感や不安感を少なくするために、子育て支援拠点の整備や子育てに関する情報提供の充実など、多様なニーズに対応できる様々な子育て支援施策の充実を図ります。

❖保育所における待機児童*の解消に向け、保育所の整備等による保育サービスの充実を図るとともに、そのための人材確保に取り組みます。

❖放課後児童クラブについても、民設放課後児童クラブの新設や規模の拡大を促進するとともに、人材確保の支援策の検討を進め、待機児童の解消を目指します。

❖市民・事業者・行政の連携を推進する子育て支援ネットワークの充実を図るとともに、子育て相談や子育て家庭の交流機会の充実や、身近な場所で子育てを楽しく行える環境づくりに取り組みます。

■合計特殊出生率（大都市比較）

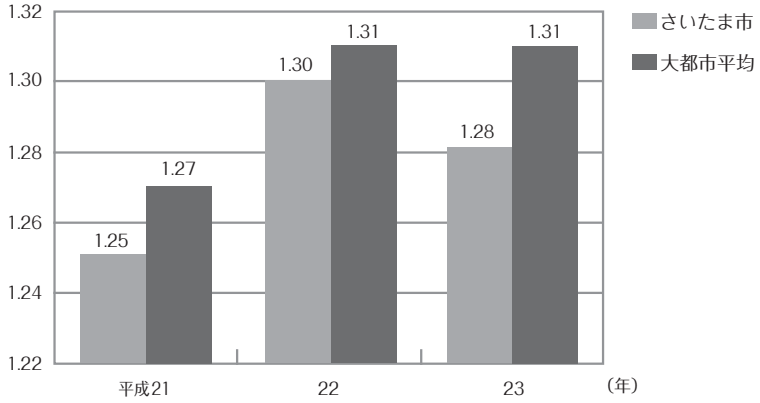

資料　大都市比較統計年表

第2節 高齢となっても暮らしやすい都市の実現

現状と課題

●本市は、いわゆる団塊の世代*の人口分布が多くなっていることから、今後急激に高齢化率*が上昇することが予測されます。また、市内の単身高齢者世帯と高齢者のみの世帯についても、今後、さらなる増加が見込まれます。

●本市の要支援*、要介護*の認定者数については、一貫して前年度を上回る状況が続いていますが、健康寿命も延伸しており、元気で活動的な高齢の方々も増加してきています。

●このような中、今後は、高齢になっても健康で、生きがいを持って心豊かに暮らせるよう、日々の健康づくりとともに、高齢者が自らの経験や知識を生かして、地域活動、スポーツ、文化芸術活動、仕事など様々な場で参加し、交流し、そして活躍できるような環境づくりを促進する必要があります。

●また、国では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、「介護」「生活支援サービス」「予防」「住まい」「医療」を切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する「地域包括ケアシステム*」を平成37（2025）年までに構築することとしています。

●本市では「支え合いのネットワークづくり」として、市民、特に高齢の方々の協力を得て、地域の共助の仕組みを強化する必要があります。また、「地域包括ケアシステム」に、「長寿慶祝」「活躍の場づくり」を加えた総合的な施策体系により、相互に連携して効果を発揮するような体制を構築する必要があります。

■本市の老年人口の将来予測

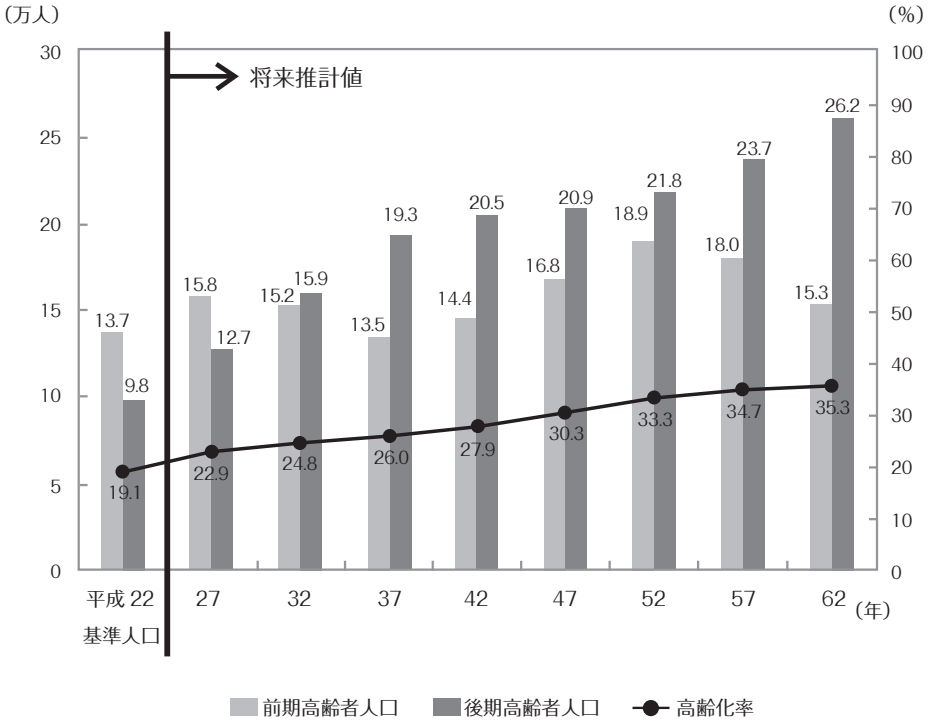

目指す方向性

誰もが自立と尊厳を保ちつつ、生涯にわたって地域社会で安心して長生きできる、支え合いとふれあい豊かな活力あるまちを目指します。

施策展開

1 高齢の方々の活躍の場づくり

❖長寿を尊ぶ地域社会の実現を図るとともに、高齢者が毎日生きがいを持って楽しく過ごすことができるように、日頃からの健康づくりや介護予防活動の支援と活躍できる場や機会の確保に取り組みます。

❖様々な知識や経験を培ってきた高齢者の自発性を十分に尊重し、活動的で社会貢献意欲の高い高齢者が主に支える側として支え合いのネットワークに参加できるよう、高齢者が活躍できる場や機会の確保に取り組みます。

2 高齢の方々が安心して快適に暮らせる都市づくり

❖高齢者が生涯にわたって地域社会で安心して生活できるように、高齢者一人ひとりの意向や生活状況に応じた支援を行う各種サービスを組み合わせて、介護者への支援も含めた総合的な支援に取り組みます。

❖介護を必要とする高齢者がその意向を尊重され、適切な介護サービスを利用できるように、なかでも、居宅サービスの量的確保と質の向上、サービス多様性等に向けた取組を進め、在宅での暮らしの可能性拡大を図るなど、介護サービスの充実を図るとともに、そのための介護人材の育成に取り組みます。また、医療と介護の連携体制の強化を図ります。

■要介護・要支援認定者数の推移

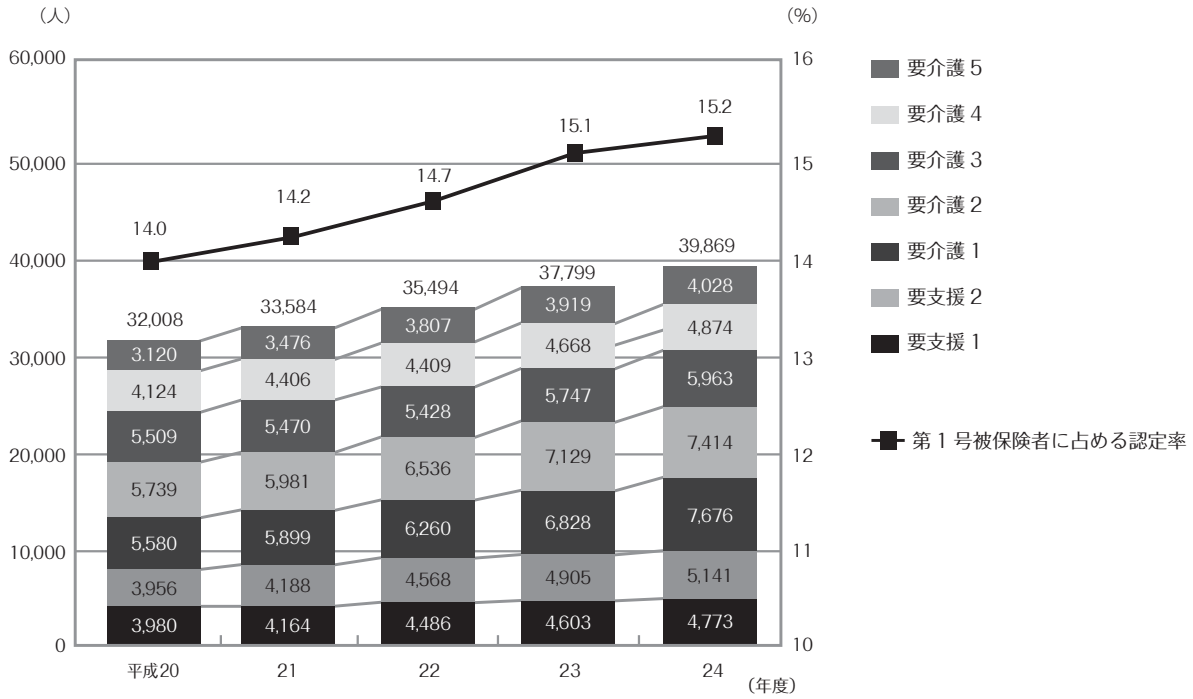

資料　介護保険課

第3節 誰もが地域の中で自分らしく暮らせる都市の実現

現状と課題

●本市の障害者の数については、身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数ともに一貫して増加傾向にあります。

●ノーマライゼーション*の理念に基づく環境整備など、障害福祉施策に対する市民の期待が高まってきたことから、本市では政令指定都市初となる「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）」を平成23（2011）年4月より施行しています。障害のある人に対する差別や偏見をなくし、不当な制約を受けることがないようにするためには、障害に対する正しい理解を促進することが重要となっています。

●今後も、国の制度改正等に対応しつつ、関係機関同士の密な連携・協力のもと、障害のある人が必要とする適切なサービス提供の確保が課題となっています。

●特に、障害のある人が地域で自立して生活できる環境の整備（障害のある人の権利の擁護の推進、各種サービスの提供による日常生活への総合的な支援の推進、ライフステージ*を通じた就学・就労への切れ目のない支援の充実）が必要となります。

■障害者数（身体・知的・精神）の推移
（各年4月1日現在）

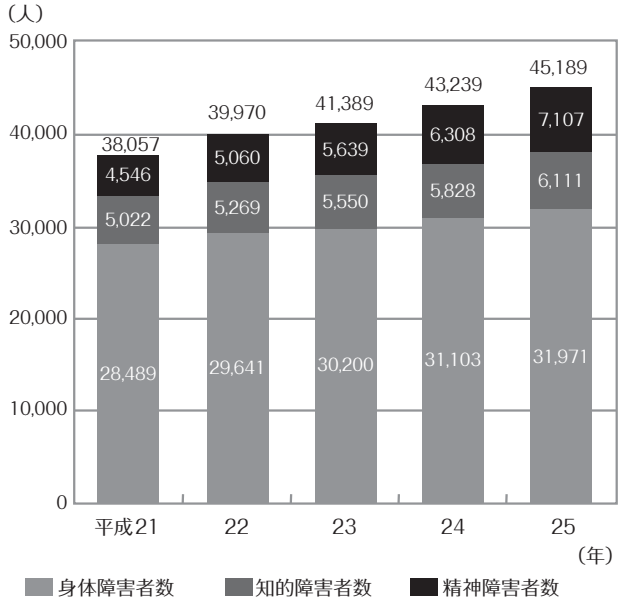

資料　障害福祉課

■障害者総合支援センターを通じた就労に関する相談件数及び就労者数の推移

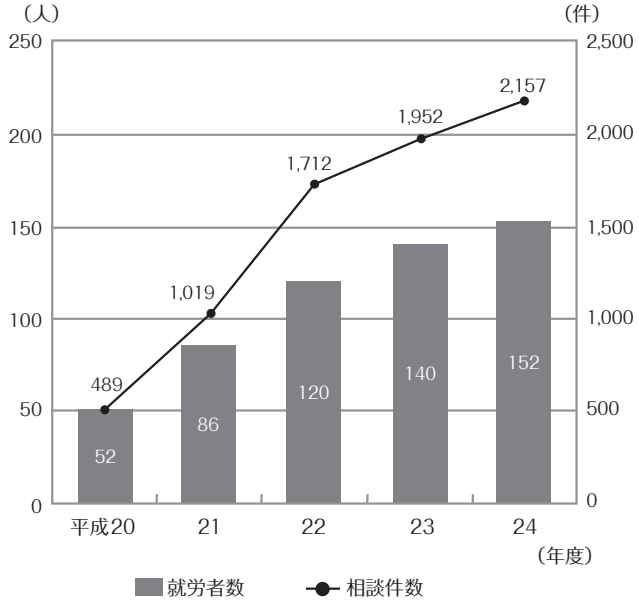

資料　障害者総合支援センター

目指す方向性

誰もが権利の主体として互いに尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会を目指します。

施策展開

1　誰もが地域で共に暮らす権利を尊重し、暮らしていく環境づくり

❖障害に対する偏見や差別をなくし、障害のある人に対する理解を深めるため、各種啓発活動を推進するとともに、虐待を防止するための取組を進めます。

❖成年後見制度*などの利用を支援しながら、障害のある人の権利や利益の保護に取り組みます。

2　地域で安心して生活できる都市づくり

❖誰もが地域で安心して生活を送ることができるよう、市の機関が相互に連携し、障害のある人に対する地域生活の総合的な支援に取り組みます。

❖障害のある人に対する支援体制の整備や課題解決に向けた検討を行う体制を整えるとともに、関係分野間の連携や民間団体との連携の強化を図ります。

3　自立と社会参加の仕組みづくり

❖意思疎通や情報取得が困難な人に対して、それぞれの障害に応じた必要な配慮を行いながら各種施策を推進します。また、災害など緊急時に必要な支援に取り組みます。

❖就労支援やバリアフリー*空間の整備、外出や移動の支援など、誰もが生きがいをもって生活ができるよう、それぞれの障害の特性を理解した上で各種支援に取り組みます。

4　生涯にわたる発達の支援

❖乳幼児期からすべてのライフステージ*を通じて、障害のある人に対する一貫した切れ目のない支援に取り組みます。

❖障害のある人が必要とする教育と支援方法を把握し、その内容に沿った包括的な教育の実施に取り組みます。

第4節 心身ともに健康で活力に満ちた社会の実現

現状と課題

●人口動態統計（平成23（2011）年）によると、本市では、悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患のいわゆる三大生活習慣病が死因全体の約6割を占めています。

●疾病の予防と早期発見・早期治療の推進のため、乳幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージ*やライフスタイル*に応じた健康づくりと各種健康診査・検診の受診率向上への取組が重要な課題となります。

●本市の人口10万人当たりの一般病床数は440.5床（平成24（2012）年）であり、政令指定都市20市中で最も少ない状況にあります。

●市民意識調査（平成25（2013）年）では、「地域医療」に係る市の施策や事業に対する満足度は不満（25.2%）が満足（10.0%）を大きく上回る結果となっています。

●人口動態統計によると、本市の自殺死亡者数は平成24（2012）年まで200人を超える状態が続いており、特に15歳から44歳では死因別死亡順位の第1位となっています。

●社会とのつながりが希薄化する中で、自殺等のリスクとなる社会からの孤立化を防ぐため、家庭や学校、職場など地域の関係機関・団体等との連携による、きめ細かな対策の推進が必要となります。

■本市の死因内訳

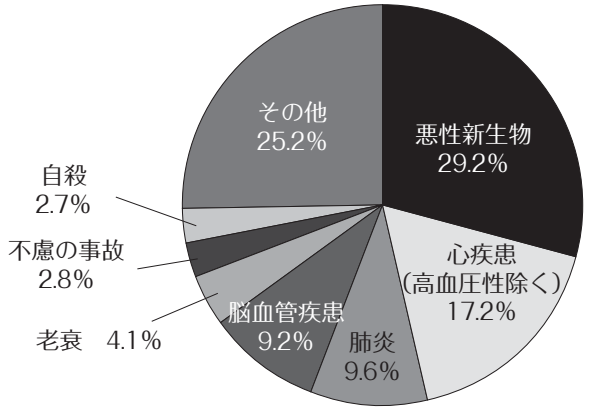

資料　厚生労働省「人口動態統計（平成 24 年)」

■さいたま市・埼玉県の 65 歳の健康寿命（平成 17 年と平成 22 年の比較)

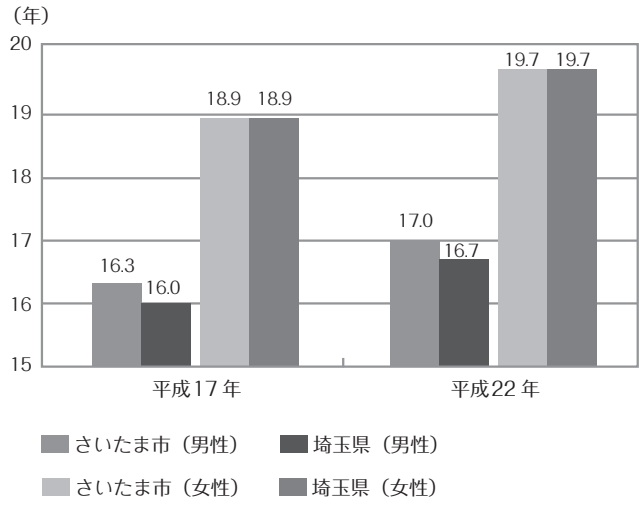

資料　埼玉県衛生研究所

目指す方向性

市民一人ひとりが、自ら健康づくりに取り組み、地域社会で支えることで健康寿命の延伸を図り、地域医療体制の充実と生活衛生・食品の安全性の向上に取り組むことで、健康で誰もが安心して長生きすることができる地域社会の実現を目指します。

施策展開

1　健康で誰もが安心して長生きすることができる地域社会の実現

❖多様化・高度化する保健福祉ニーズに対応するため、関係機関の連携体制の強化を図りながら、保健、医療、福祉のサービスを効果的かつ効率的に提供する体制の整備を進めます。

❖誰もが心豊かに暮らすことができる、ソフト・ハードの両面のバリアフリー*化を進めます。

2　地域における主体的な健康づくりの推進

❖地域と共に一人ひとりが取り組む健康づくりを支援・促進し、健康寿命の延伸実現を目指します。

❖心身ともに健康的な生活ができるよう、市民一人ひとりのライフステージ*やライフスタイル*に応じた健康づくりや食育の取組を支援します。

❖互いに支え合いながら、かけがえのない命を大切にし、社会とのつながりを保つことができる地域社会の実現に向けて、こころの健康づくりに関する啓発や相談体制等の充実に取り組みます。

3　安心して暮らせる地域医療体制の充実

❖市民の暮らしの安全・安心を確保するため、各医療機関の機能連携と機能分担を明確にしながら、効率的な地域医療体制の充実を図ります。

❖市民が必要とする医療に関する情報提供サービスや各種相談事業を充実します。

4　生活衛生と食品の安全性の向上

❖衛生的な生活環境の確保に取り組み、また食品関連施設の監視指導や食品検査、市民への情報提供の充実に努め、食の安全確保を図ります。

■居住地域で互いに助け合っていると思う市民の割合

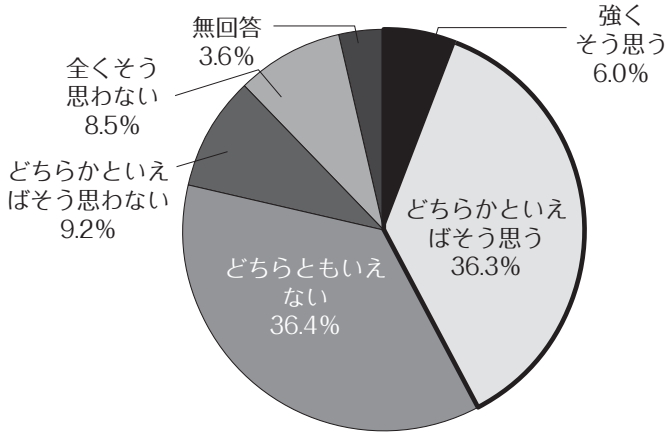

資料　さいたま市ヘルスプラン 21（第２次）

健康・福祉の分野

みなさんも一緒に取り組んでみませんか？
～みんなで創る“さいたま市の未来”～

市と市民・団体・事業者の方々など、多様な主体が力を合わせてまちづくりを推進することが、地域や市全体の魅力につながっていきます。さいたま市の未来を思い描いて、まずは身近なところから取り組んでみませんか？

ここでは、本計画の検討に当たり開催した「市民ワークショップ」でのご意見や、「さいたま市総合振興計画審議会」でのご意見等を踏まえて考えた、身近な取組（例）をいくつかご紹介します。

第1節 子育てしやすい都市の実現

◆子どもと一緒に過ごす時間を大切にするとともに、幼稚園や保育所等の行事、子育てサークルなどに家族や友人を誘って参加する。
◆子どもの安全確保や子育て世帯の孤立防止のため、地域で見守りを行う。また、児童虐待などに気づいたときは、児童相談所等の専門機関へ通報する。
◆事業者は、従業員のワーク・ライフ・バランス*の向上、子育て環境の整備など働きやすい環境づくりに努める。

第2節 高齢となっても暮らしやすい都市の実現

◆近所や地域で、高齢者やその家族等への声掛け、見守り、手助けをする。
◆高齢者は、これまで培ってきた様々な経験・知識・技術等を地域社会に還元することができないか考えてみる。

第3節 誰もが地域の中で自分らしく暮らせる都市の実現

◆障害のある人やその家族が地域で孤立しないよう、障害の特性を理解した上で交流し、助け合いながら生活する。
◆事業者は、障害のある人の雇用と働きやすい環境づくりに努める。

第4節 心身ともに健康で活力に満ちた社会の実現

◆日常生活の改善（手洗いやうがい、咳エチケット*、適度な運動、就寝前の飲食を控えること等）から始める。
◆自らの健康に関心を持ち、家族や友人と一緒に、または地域や会社ぐるみで健康づくりに取り組む。
◆定期的に健康診断やがん検診を受診するとともに、かかりつけ医*を持つ。

第3章 教育・文化・スポーツの分野

一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む

◉家庭、学校と地域社会が連携を深めながら、開かれた学校づくりを進め、一人ひとりの個性の尊重を基本として、豊かな人間性と健全な社会性を身につけた次世代を担う子どもを育てていきます。また、地域社会とのふれあいを深め、郷土を愛する青少年を育てていきます。

◉市民のだれもが生涯を通じ、それぞれの関心に応じて学びながら成長できるよう、生涯学習の環境整備を進めます。

◉市民のだれもが年齢や体力に応じてスポーツに親しみ、家庭や地域で気軽にレクリエーションを楽しめるよう、「一市民一スポーツ」を推進します。

◉地域固有の資源の再発見、世界の文化とのふれあいのなかで、生活をより豊かにするさいたま文化の創造を目指します。

（基本構想「4　施策展開の方向」より）

第1節　希望をはぐくむ教育の推進と青少年の健全育成

第2節　生涯を通じた学びの充実とその成果の活用

第3節　健康で活力ある「スポーツのまち　さいたま」の実現

第4節　生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造

第1節 希望をはぐくむ教育の推進と青少年の健全育成

現状と課題

●本市では平成19（2007）～25（2013）年度の全国学力・学習状況調査（平成23（2011）年度は東日本大震災により中止）において、小・中学校ともに教科に関する調査の平均正答率が全国平均を上回っています。また、生活習慣等に関する調査においても「自分にはよいところがあると思う」「家で自分で計画を立てて勉強している」「新聞やテレビのニュースなどに関心がある」等の項目で、全国平均に比べて高い結果となっています。

●今後も引き続き、「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスのとれた子どもを育成する教育を基本として、厳しい社会経済情勢の中、「希望」をはぐくむ教育を推進するため、諸施策の充実を図る必要があります。

●また、市立の学校の校舎や体育館の耐震化は完了しましたが、施設の老朽化対策など、子どもたちが安全に、かつ安心して学ぶことのできる環境づくりをさらに推進する必要があります。

●一方、都市化の進展やインターネット・携帯電話の普及など、情報化の進展によって青少年を取り巻く環境が大きく変化し、対人関係の希薄化やコミュニケーション能力の低下、体験不足により青少年の自立の遅れが課題となっているため、青少年の健やかな成長を促す環境の充実を図る必要があります。

■全国学力・学習状況調査　教科に関する調査の平均正答率

(%)

小学校（公立）						
教科	年　度	さいたま市		全　国	埼玉県	大都市
国語A（基礎・基本）	平成19年度	83.9	(+2.2)	81.7	82.2	82.2
	平成20年度	69.3	(+3.9)	65.4	66.2	66.5
	平成21年度	72.9	(+3.0)	69.9	70.1	70.5
	平成22年度	86.0	(+2.7)	83.3	84.1	—
	平成24年度	83.7	(+2.1)	81.6	81.3	—
	平成25年度	65.2	(+2.5)	62.7	62.6	63.4
国語B（活用）	平成19年度	68.0	(+6.0)	62.0	64.0	64.0
	平成20年度	55.6	(+5.1)	50.5	51.8	52.1
	平成21年度	55.0	(+4.5)	50.5	51.0	52.1
	平成22年度	80.8	(+3.0)	77.8	78.9	—
	平成24年度	58.5	(+2.9)	55.6	55.4	—
	平成25年度	53.9	(+4.5)	49.4	49.7	50.9
算数A（基礎・基本）	平成19年度	83.7	(+1.6)	82.1	82.1	82.6
	平成20年度	74.7	(+2.5)	72.2	72.3	72.8
	平成21年度	79.5	(+0.8)	78.7	77.5	79.3
	平成22年度	76.6	(+2.4)	74.2	74.7	—
	平成24年度	74.9	(+1.6)	73.3	72.1	—
	平成25年度	78.1	(+0.9)	77.2	76.2	77.5
算数B（活用）	平成19年度	67.1	(+3.5)	63.6	63.6	64.3
	平成20年度	56.1	(+4.5)	51.6	52.5	53.4
	平成21年度	58.5	(+3.7)	54.8	55.5	56.7
	平成22年度	52.4	(+3.1)	49.3	49.6	—
	平成24年度	62.0	(+3.1)	58.9	58.7	—
	平成25年度	60.9	(+2.5)	58.4	57.7	59.8
理科	平成24年度	64.1	(+3.2)	60.9	60.4	—

中学校（公立）						
教　科	年　度	さいたま市		全　国	埼玉県	大都市
国語A（基礎・基本）	平成19年度	83.8	(+2.2)	81.6	81.6	81.6
	平成20年度	76.0	(+2.4)	73.6	73.2	73.6
	平成21年度	79.7	(+2.7)	77.0	76.5	76.7
	平成22年度	78.0	(+2.9)	75.1	74.9	—
	平成24年度	77.3	(+2.2)	75.1	74.7	—
	平成25年度	79.1	(+2.7)	76.4	76.5	76.5
国語B（活用）	平成19年度	77.0	(+5.0)	72.0	72.0	72.0
	平成20年度	65.5	(+4.7)	60.8	61.1	61.3
	平成21年度	77.4	(+2.9)	74.5	74.2	73.9
	平成22年度	70.2	(+4.9)	65.3	66.1	—
	平成24年度	65.2	(+1.9)	63.3	63.1	—
	平成25年度	71.9	(+4.5)	67.4	68.8	68.0
数学A（基礎・基本）	平成19年度	75.6	(+3.7)	71.9	70.6	71.9
	平成20年度	66.7	(+3.6)	63.1	61.1	63.5
	平成21年度	66.4	(+3.7)	62.7	61.6	63.1
	平成22年度	69.2	(+4.6)	64.6	63.7	—
	平成24年度	63.9	(+1.8)	62.1	60.2	—
	平成25年度	66.8	(+3.1)	63.7	62.8	64.2
数学B（活用）	平成19年度	65.3	(+4.7)	60.6	60.0	60.6
	平成20年度	52.3	(+3.1)	49.2	47.8	49.6
	平成21年度	60.3	(+3.4)	56.9	55.9	57.3
	平成22年度	48.0	(+4.7)	43.3	42.6	—
	平成24年度	52.4	(+3.1)	49.3	48.1	—
	平成25年度	45.3	(+3.8)	41.5	40.6	42.5
理科	平成24年度	51.6	(+0.6)	51.0	48.8	—

資料　文部科学省国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査調査結果報告書」
注1）（ ）内の数値は、全国の平均正答率またはその推計値との差を表す。
　2）大都市とは政令指定都市及び東京23区を指す。
　3）平成22・24年度は、大都市の集計は行われていない。また、平成23年度は震災等の影響により中止となった。

目指す方向性

学校・家庭・地域・行政が連携・協力して、厳しい時代背景にあっても、ゆめをもち、希望をはぐくむ教育と、青少年の健全育成を推進します。

施策展開

1　きめ細かで質の高い教育の推進

❖基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成を重視するとともに、教育内容・方法の充実を図り、確かな学力の一層の向上に努めます。

❖健康の保持増進や体力の向上、そして豊かな人間関係をはぐくむ教育を推進します。

❖いじめ、不登校、問題行動等の解消を積極的に推進するとともに、障害のある児童生徒や帰国・外国人児童生徒など、教育的支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援や学習環境の充実に取り組みます。

❖一人ひとりの個性を伸ばす特色ある高等学校づくりを進め、高い志を持ち世界で活躍する人材の育成に取り組みます。

❖優れた資質能力を備えた魅力ある教員の確保・育成を図るための環境の整備、研修の充実等に取り組みます。

2　家庭、地域との連携による教育の推進

❖学校や教育に関する情報提供の充実を図り、学校・家庭・地域・行政が連携・協力しながら、地域とともにある学校づくり、学校安全体制の整備、児童生徒の自主的な学習のサポートなどの取組を推進します。

3　安全・安心で豊かな教育環境づくり

❖学校施設の老朽化対策、バリアフリー*や環境への配慮、防災機能の強化等に取り組むとともに、防災教育の充実や安全な学校給食の提供など、児童生徒の安全・安心の確保を図ります。

❖学校規模の適正化や児童生徒が快適に学校生活を送ることができる教育環境の整備に取り組みます。

4　未来を担う青少年の社会参加の促進と健全育成

❖子どもの成長に関する相談機会の充実、青少年の居場所となる社会参加・学習・スポーツ活動の機会や場の充実、青少年育成に関わる人材の養成や活動の活性化など、青少年の健全育成に取り組みます。

第2節 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用

現状と課題

●これまで実施してきた市民意識調査によると、「生涯学習の振興／図書館・公民館などの文化的公共施設の充実」に対する市民の満足度は、他の施策に比べて高い結果となっています。

●公民館の延べ利用者数はわずかに減少傾向にありますが、諸室の利用件数は増加傾向にあり、また、現代的課題である食育などをテーマとした事業や介護予防などの高齢者支援事業の参加者は増加しています。

●図書館については、人口一人当たりに換算した市立図書館の蔵書冊数は、政令指定都市の中でも上位にあり、また、市民一人当たりの貸出点数は政令指定都市の中で1位となっています。

●今後の高齢化の急激な進行等を踏まえ、生活をより豊かにするため、また、市民の多様化、高度化する学習ニーズに十分に応えていくため、学習環境や機会の充実など、各施策の一層の充実を図っていくことが必要です。

●生涯学習関連施設の老朽化対策、バリアフリー*や環境への配慮等、利用者が安全に、かつ安心して学ぶことのできる環境づくりをさらに推進する必要があります。

■図書館蔵書数及び１人当たり貸出点数の推移

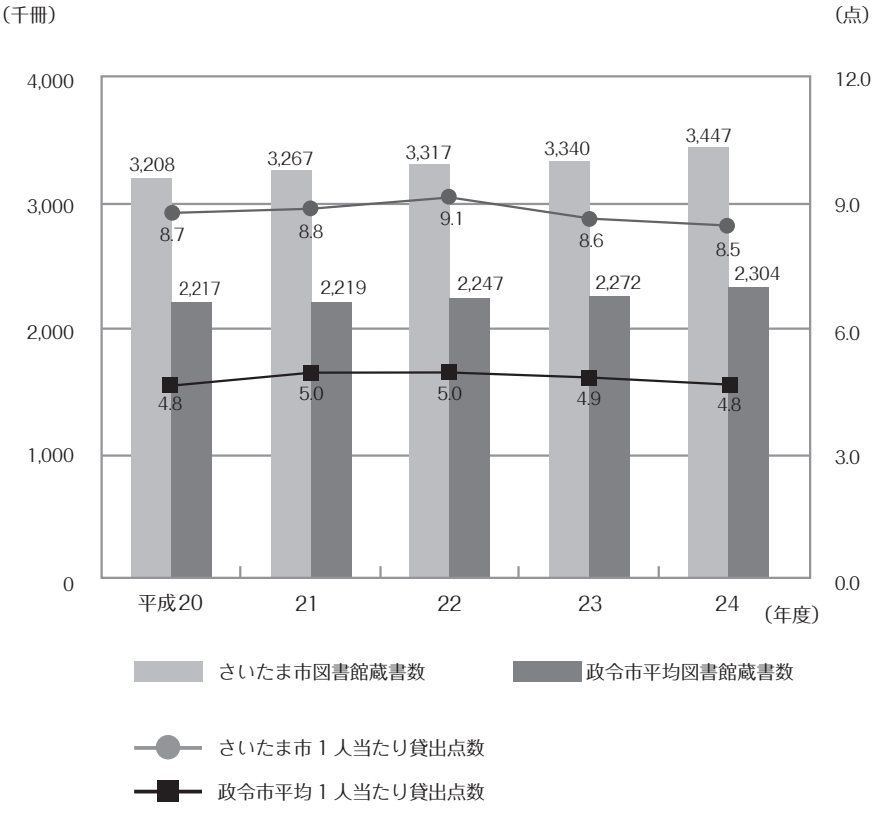

資料　中央図書館管理課

目指す方向性

一人ひとりのニーズに応じた様々な学習機会を提供し、幅広い年齢層を対象とした、誰もが生涯にわたって学び、その成果を地域社会に適切に生かすことのできる仕組みづくりを推進します。

施策展開

1 学習環境の充実

❖図書館、公民館、コミュニティ施設、博物館など身近な生涯学習関連施設における老朽化対策、バリアフリー*や環境への配慮等に取り組み、利用者の安全・安心の確保を図るとともに、学校や他の公共施設等との連携を進め、地域における多様な学習活動の場を拡充します。

❖生涯学習に関する積極的な情報発信や相談の充実、社会教育に関わる人材の育成・確保などにより、市民が主体的に学習しやすい環境の充実を図ります。

2 講座内容、プログラムの充実

❖多様化、高度化する市民一人ひとりの学習ニーズに対応するため、様々な学習資料を収集、提供するとともに、図書館、公民館等におけるプログラムの精選・充実、市民、関係団体、事業者等との連携などにより、特色ある質の高いプログラムや学習機会の提供等に取り組みます。

3 学習成果の活用

❖ボランティア活動や地域活動をはじめ、様々な場において、身に付けた知識や技能の活用を促進するとともに、学びを通じた仲間づくりや交流につなげていくための意識啓発や仕組みづくりに取り組みます。

■公民館利用状況の推移

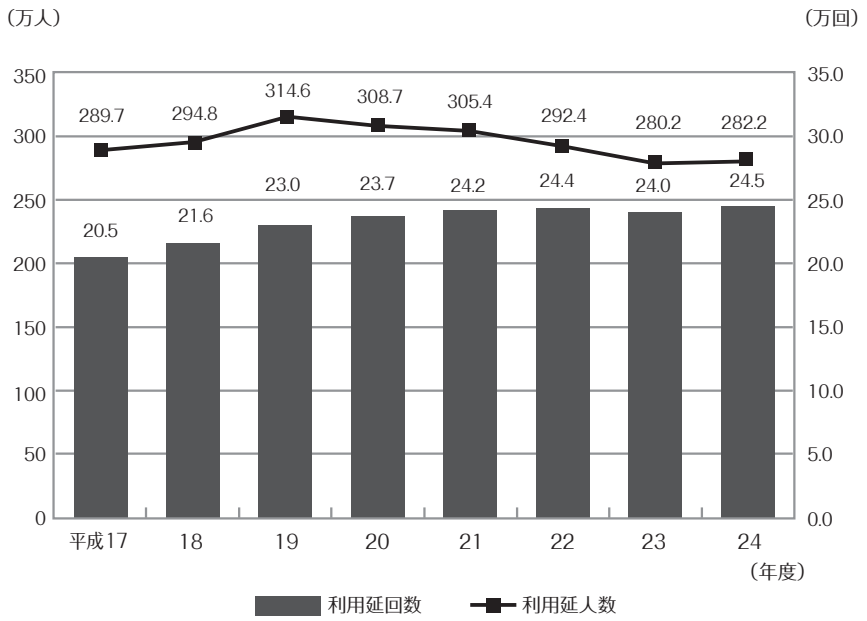

資料 生涯学習総合センター

第3節 健康で活力ある「スポーツのまち　さいたま」の実現

現状と課題

●スポーツは、体力の向上、生活習慣病の予防、精神的な充足感の獲得、青少年の健全な育成等に資するもので、健やかで心豊かな生活を営む上で極めて重要なものです。

●本市には、サッカーワールドカップをはじめとした大規模スポーツイベントの開催実績などがあり、平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックについてもサッカー競技会場の候補地となっています。また、スポーツ関連活動を行う人や団体も多く、様々なスポーツ施設もあります。これら他市にないスポーツ財産・スポーツ文化を活用して、生涯スポーツの振興に引き続き取り組んでいくことが必要です。

●市民意識調査等の結果を見ても、本市におけるスポーツに関するイメージや施策の市民満足度は比較的高く、市民のスポーツ実施率は増加傾向にあります。一方で多くの市民が運動不足や、気軽にスポーツのできる場所・施設が少ないと感じている、またスポーツ施設の老朽化が進んでいるなど、課題も少なくありません。

●このような背景のもと、平成22（2010）年4月に「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を施行し、さらに平成23（2011）年7月には、本条例に基づき、スポーツと市の教育、文化、環境、経済、福祉、都市計画等の広範な分野において、市民、関係団体、事業者、行政など各主体が連携を図るための方向性を定めた「さいたま市スポーツ振興まちづくり計画」を策定して、健康で活力ある「スポーツのまち　さいたま」の実現を目指しています。

■市民の運動不足感

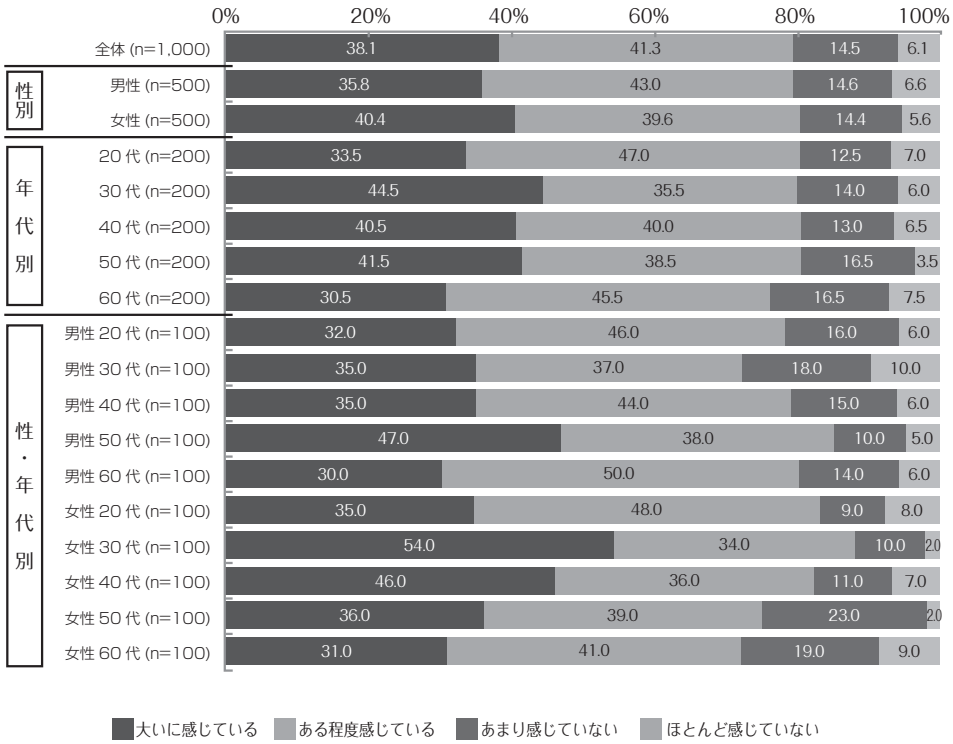

資料　さいたま市インターネット市民意識調査 (平成 24 年度)

目指す方向性

「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに関わることができる機会を増やすとともに、まちづくりの広範な分野において、市民、関係団体、事業者、行政など各主体が連携を強化することにより、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進します。

施策展開

1 生涯スポーツの振興

❖市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、生涯にわたって継続的にスポーツに親しむことのできるよう、スポーツイベントや各種教室の開催、指導者の育成、情報発信の充実などに、関係団体等と連携して取り組みます。

2 スポーツ・レクリエーション環境の充実

❖多目的広場の整備、学校の体育施設の開放等を推進することにより、多くの市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる場や機会を提供するとともに、スポーツを通じた地域コミュニティ*の形成や醸成を図ります。

❖スポーツ施設等について、より効率的かつ効果的で、誰もが利用しやすくなるよう運営や設備等の改善を図ります。

3 スポーツを活用した総合的なまちづくり

❖「する」「みる」「ささえる」「まなぶ」というスポーツ活動と、まちづくりの広範な分野において、市民、関係団体、事業者、行政など各主体が連携し、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進します。

❖サッカーを核として、様々なスポーツを活用したまちづくりを推進するとともに、市内外へ「スポーツのまち　さいたま」の発信に取り組みます。

❖スポーツコミッション*との連携により、地域経済活性化に寄与する国際スポーツ大会や大規模大会の招致、青少年の健全育成に資する市民参加型のスポーツイベント等の開催を推進します。

■市民のスポーツ実施状況の推移

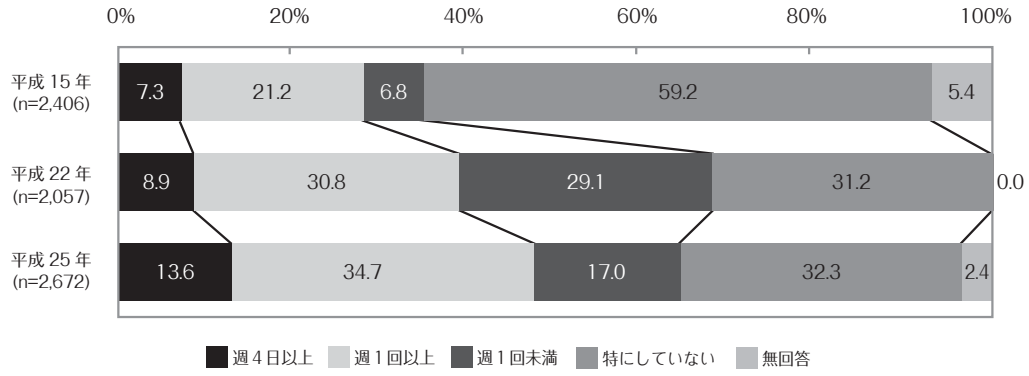

資料　スポーツに関する市民意識調査（平成 15 年、平成 22 年）、さいたま市民意識調査（平成 25 年度）

第4節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造

現状と課題

●本市には、数多くの文化財や遺跡等が存在し、また、盆栽、漫画、人形、鉄道文化など、多様な歴史と文化があります。これら貴重な歴史文化資源を将来にわたり保存・継承するとともに、都市づくりに活用していく必要があります。

●これまで本市では、新しい都市としてアイデンティティ*の確立を目指し、歴史と風土にはぐくまれた独自の伝統文化と、市民によって創り出される文化との融合による「さいたま文化」の創造に努め、各種施策を推進してきましたが、文化都市としてのイメージはそれほど強くない現状にあります。

●このような背景のもとで本市は、平成24（2012）年4 月に「さいたま市文化芸術都市*創造条例」を施行しています。本条例においては、市民等が主体となる文化芸術の振興と、古くから培われてきた文化芸術の持つ伝統と新しい文化芸術の持つ創造性により、本市の経済や教育、都市計画等の様々な分野に影響を与え、地域の活性化を図り、新たな都市としての魅力を高めることが必要であるとして、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を目指すことを定めています。

●今後は、誰もが気軽に多様な文化芸術にふれあう機会の充実や市民の文化芸術活動の活性化を図るとともに、平成29（2017）年の第8回世界盆栽大会*等も契機としながら、本市の歴史文化資源や文化芸術の魅力を広く発信するなど、多様な取組を総合的に推進する必要があります。

■さいたま市内指定・登録文化財件数
（平成 26 年 4 月 1 日現在）

		国指定		県指定	市指定	合計
		国宝・特別	重要文化財			
有形文化財		2	2	50	286	340
	建造物			4	38	42
	絵画			9	10	19
	彫刻			6	47	53
	工芸品	2	1	12	30	45
	書跡				9	9
	典籍			1	1	2
	古文書			12	56	68
	考古資料			4	46	50
	歴史資料		1	2	49	52
無形文化財				1	1	2
	無形文化財			1	1	2
民俗文化財			2	8	49	59
	有形民俗文化財		1	8	34	43
	無形民俗文化財		1		15	16
記念物		1	3	14	108	126
	史跡		2	6	35	43
	名勝					0
	天然記念物	1	1	5	73	80
	旧跡			3		3
合計		3	7	73	444	527
国登録有形文化財						6

資料　文化財保護課

■さいたま市を「文化的なまち・芸術のまち」とイメージする市民の割合

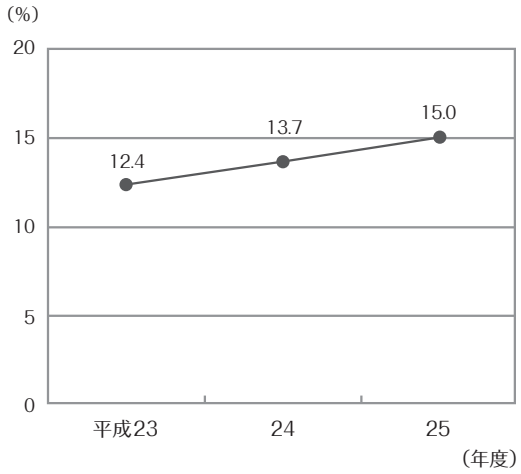

資料　さいたま市民意識調査（平成 23 ～ 25 年度）

目指す方向性

多様な歴史文化資源や文化芸術を活用した総合的なまちづくりを推進し、さいたま市らしさにあふれた「さいたま文化」の創造・継承と発信を目指します。

施策展開

1 文化財等の保存・継承

❖地域に伝わる伝統行事や郷土芸能、史跡や埋蔵文化財、古文書、城下町や宿場町等の面影を残す環境や古民家など生活や産業に関わる歴史的な資産を文化財に指定するなど、その保存・継承とともに、市の変遷を示す資料などの収集・整理・記録に取り組みます。

2 文化芸術活動の促進

❖関係団体等との連携を図りながら、多様な文化芸術を鑑賞する機会や文化芸術活動に参加する機会の充実に取り組むとともに、文化芸術活動を行う者及びこれに関わる人材の育成や交流機会の提供をはじめ文化芸術活動を促進するための支援、文化芸術に関する教育の充実などに取り組みます。

❖多くの人が興味や関心を持つような、親しみやすく新しい魅力を持った文化芸術活動の展開に取り組みます。

3 文化芸術活動の環境の充実

❖文化芸術活動の場となる施設の機能を充実したり、文化芸術に関する情報を収集し、分かりやすく発信するなど、子どもから高齢者まで広く文化芸術に親しみ、多様な文化芸術活動を促進するための環境の充実に取り組みます。

4 歴史文化資源や文化芸術を活用したまちづくり

❖盆栽、漫画、人形、鉄道文化など本市にある多様な歴史と文化芸術を基盤に、新たな魅力の創造と市内外への積極的な発信に取り組みます。

❖学校教育や生涯学習、観光、経済をはじめ幅広い分野との連携を進め、子どもの感性の向上、生活の充実、国内外との交流、地域経済の活性化を図るなど、歴史文化資源や文化芸術を活用したまちづくりを推進します。

教育・文化・スポーツの分野

みなさんも一緒に取り組んでみませんか？
～みんなで創る“さいたま市の未来”～

市と市民・団体・事業者の方々など、多様な主体が力を合わせてまちづくりを推進することが、地域や市全体の魅力につながっていきます。さいたま市の未来を思い描いて、まずは身近なところから取り組んでみませんか？

ここでは、本計画の検討に当たり開催した「市民ワークショップ」でのご意見や、「さいたま市総合振興計画審議会」でのご意見等を踏まえて考えた、身近な取組（例）をいくつかご紹介します。

第1節 希望をはぐくむ教育の推進と青少年の健全育成

◆子どもの将来の夢や家庭での教育について話し合うなど、家族でコミュニケーションを図る。
◆学校行事などに家族や友人を誘って参加し、地域や学校との連携を強める。
◆「子どもひなん所110番の家*」や防犯ボランティアに参加するなど、地域で子どもたちの安全を見守る。

第2節 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用

第3節 健康で活力ある「スポーツのまち　さいたま」の実現

第4節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造

◆地域で開催されている各種講座、地域の伝統行事、スポーツや文化芸術に関する活動などに家族や友人を誘って参加する。
◆これまでの経験や生涯学習などで得た知識や技能を地域のために生かすことができないか考えてみる。
◆事業者や大学、市民（地域）団体等は、生涯学習の講座、スポーツや文化芸術に関するイベントの開催など、学びの機会を地域に提供するよう心掛ける。

第4章 都市基盤・交通の分野

人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる

◉ユニバーサルデザイン*の考え方に基づいた都市基盤*整備を進めるとともに、秩序ある土地利用を図ります。

◉地域の均衡ある発展のため、既成市街地*の再生に取り組み、都市機能*の集積・再配置を図るとともに、良好な市街地の形成を進めます。また、公園や街路樹など市街地の緑を創出し、潤いのある都市空間の形成を図ります。

◉広域交通の骨格となる道路整備を促進するとともに、市内各地区の連携を図る幹線道路の体系的な整備を進め、円滑な都市活動*を確保します。また、安全で快適な生活道路*や歩行者空間の整備を進めます。

◉鉄道やバスなどの公共交通網の充実による利便性の向上、自転車利用の促進など、交通需要に応じた総合交通体系の確立を図ります。また、より環境への負荷が少ない新しい公共交通システムの導入に取り組みます。

◉高度情報化に対応した情報通信基盤の整備を促進し、これらを活用できるよう環境の整備を図ります。

（基本構想「4　施策展開の方向」より）

第1節　低炭素で質の高い生活環境を提供する市街地の形成

第2節　にぎわいや交流を創出する魅力的な都心・副都心の形成

第3節　暮らしや交流、活力を支える交通体系の構築

第1節 低炭素で質の高い生活環境を提供する市街地の形成

現状と課題

●本市では、これまで少子高齢化、人口減少、環境問題など、市街地を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、既存の市街地の再構築・再生、環境負荷*の低減など「質」を重視した持続可能なまちづくりへの転換を目指し、取り組んできました。

●今後も引き続き、将来的な人口構造の変化や各地区の特性・ニーズを踏まえた市街地の質的な改善に向けた取組を進める必要があります。

●都市公園*の整備については、市街地の拡大に併せて進めてきましたが、人口増加の速さに整備が追い付いていない状況にあり、身近な公園が不足している市街地において、整備を推進するとともに、緑の保全・整備や緑化の推進に向けた市民や事業者の主体的な取組への支援を強化する必要があります。

●生活道路*については、消防・救急等の緊急活動の妨げとなる狭隘道路、路面排水の悪い道路や舗装の老朽化など様々な問題を抱えており、整備に対する市民要望は多く、早期対応を図る必要があります。

●近年、環境・健康志向から自転車利用に対するニーズが高まっている一方で、事故の危険性や自転車駐車場の不足、違法駐輪による歩行空間の圧迫や景観の悪化などの課題も生じており、自転車利用環境の向上を図る必要があります。

■自転車ネットワーク路線・レクリエーションルート（案）

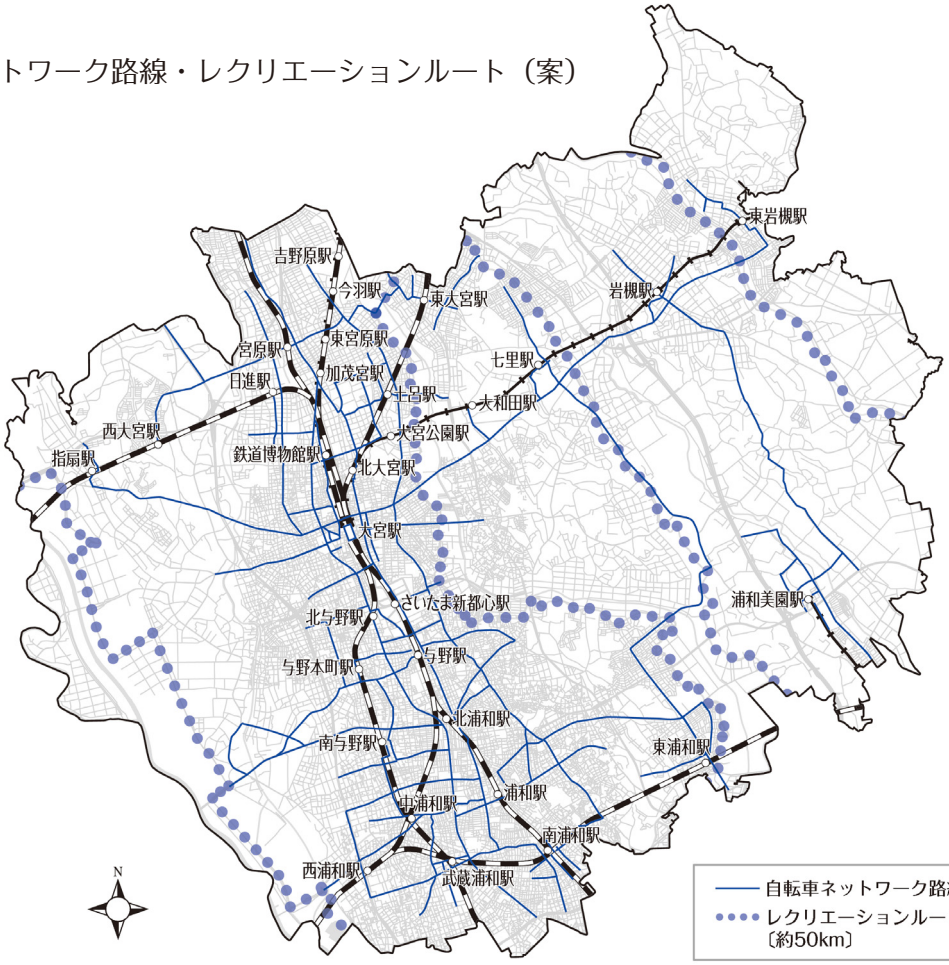

レクリエーションルートは、河川管理者など関係機関と調整の上今後検討をしていくルートです。

資料　さいたま市自転車ネットワーク整備計画

目指す方向性

地域の均衡ある発展のため、市街地の再生に取り組み、都市機能*の集積・再配置を図るとともに、環境との調和を保ちながら、質の高い生活環境を提供する市街地の形成を目指します。

施策展開

1 コンパクトで質の高い市街地の形成

❖ユニバーサルデザイン*や環境負荷*の軽減に配慮しながら、既成市街地*内における低・未利用地*の有効利用を促進するとともに、各地区の位置付けや特性を踏まえた都市機能の集積及び良好な住環境の創出に取り組みます。

❖市民の主体的な活動を支援するとともに、事業者等との連携を図り、多様な主体の参加と合意形成のもとに、都市づくりを進めます。

❖都市基盤*整備の必要性の高い地区では、計画的に市街地の形成を図るとともに、都市計画決定後、長期にわたり事業化されていない地区では事業の必要性や実現性等の検証を行い、必要に応じて都市計画の見直しを行います。

2 市街地内の緑の空間づくり

❖市街地における公共空間の緑化や市民・事業者等による主体的な取組への支援を推進するとともに、市民との協働により緑を創り育て、潤いのある都市空間の形成を図ります。

❖地域特性や市民ニーズを踏まえた特徴ある公園の整備を進めるとともに、市民や地域が参加する管理運営の促進に取り組みます。

3 生活道路の整備

❖安全で快適な生活空間を確保するため、地域住民のニーズを踏まえ、生活道路*の整備を進めます。

❖幅員が4mに満たない狭小な道路については、地域住民と協力しながら改善を進めます。

❖住宅地区内で通過交通の少ない道路については、周辺の状況や市民の意向を考慮しながら、通行規制などを通じて、歩車共存道路*としての整備を進めます。

4 自転車利用環境の向上

❖道路幅員や自動車・自転車交通量の状況等を考慮しながら、自転車が安全・安心に通行できる空間の創出と、快適に市内を移動できるネットワークの形成を図ります。

❖自転車駐車場の整備やコミュニティサイクル*の導入を進めることで、放置自転車の減少を図り、歩行者と自転車が、ともに安全・快適に利用できる環境づくりを進めます。

5 ICT を活用した利便性の向上

❖高齢者や障害者を含めたすべての市民の情報活用能力の向上を促進するとともに、各地域や分野において、様々な活動を行う市民団体による情報発信の支援などに取り組みます。

第2節 にぎわいや交流を創出する魅力的な都心・副都心の形成

現状と課題

●今後、人口減少・高齢化の進展が予測される中、都市機能*が無秩序に薄く拡散すれば、高齢者の利便性の低下や都市の維持管理コストの上昇など様々な問題が生じるおそれがあります。

●このため、都市機能の集約化を図るとともに、地域特性を踏まえながら、にぎわいと交流を有する魅力的な都市空間の形成に取り組むことが必要です。

●大宮駅周辺地区は、様々な都市機能が集積する高いポテンシャル（潜在能力）を持つ地域ですが、慢性的な交通渋滞の発生や基盤整備の遅れなどの問題を抱えており、地元、事業者、行政の協働により、政令指定都市にふさわしい都心地区としての再構築に向けて、積極的に整備を推進する必要があります。

●さいたま新都心周辺地区は、これまでに都市基盤*が整備され、国の広域行政機能をはじめとした様々な都市機能が集積しているものの、さらなる防災機能の強化やにぎわいあふれる都市空間の形成に向けて、オープンスペース*を確保するとともに、回遊性を創出する必要があります。

●浦和駅周辺地区は、市街地再開発などの市街地の再構築が進行中であり、商業・業務機能、文化機能、交流機能、街なか居住*機能などの誘導を図り、にぎわいや回遊性を高める拠点として整備を推進する必要があります。

■拠点（都心・副都心）の位置図

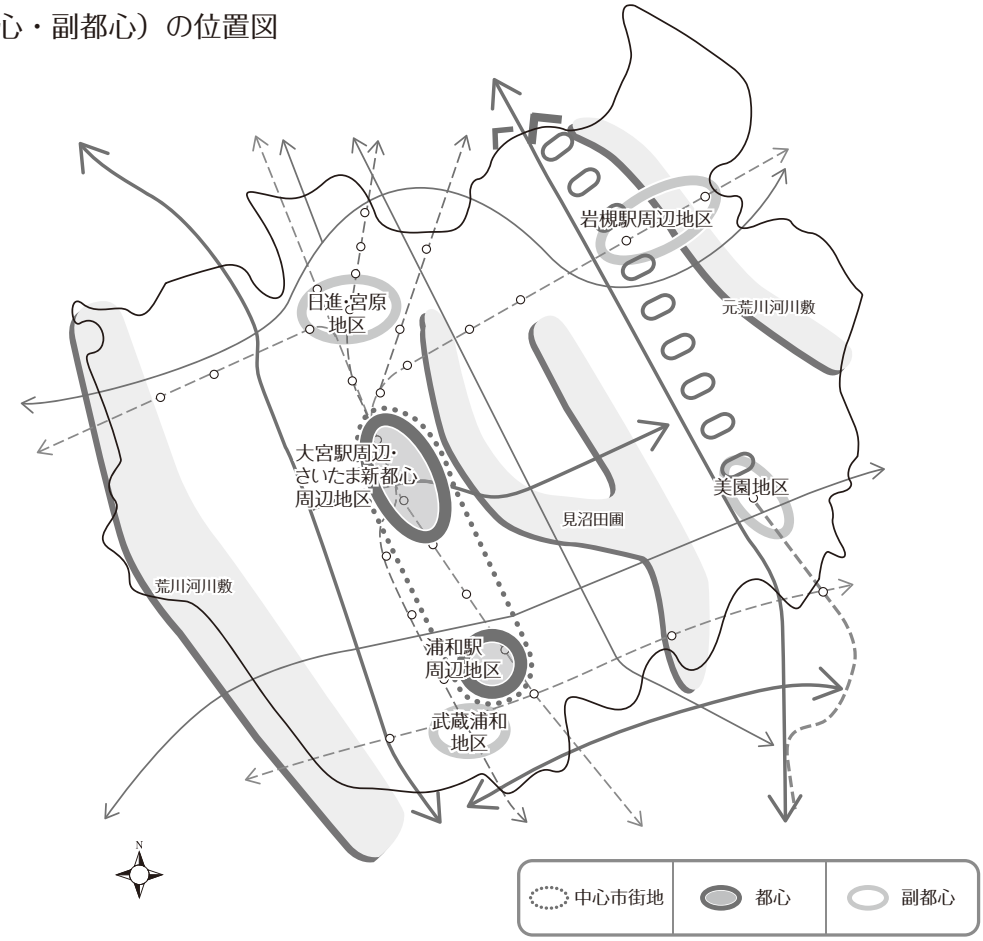

資料　さいたま市都市計画マスタープラン

目指す方向性

「都心」においては、多様で高次な都市機能*の充実・強化を図り、必要に応じて、規制誘導手法*を活用して、良好な住環境や都市景観を形成し、「副都心」では、都心を補完し、多様な都市活動*を支える地区としての育成を目指します。

施策展開

1 都市基盤整備の推進

❖2つの都心（大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区及び浦和駅周辺地区）と4つの副都心（日進・宮原地区、武蔵浦和地区、美園地区、岩槻駅周辺地区）において、拠点としてのそれぞれの位置付けにふさわしい都市基盤*の整備を計画的に推進します。

2 多様で高次な都市機能の集積

❖都心においては、規制誘導手法を必要に応じて活用しながら、都市機能の更新と土地の高度利用*・複合利用*を推進することにより、多様で高次な都市機能を集積し、副都心においては、それぞれの地域特性に応じた都市機能の集積を図ります。

❖都市機能の集積による利便性の高い良質な居住空間の創出を図ります。

3 都心・副都心における機能分担のある相互連携

❖2つの都心はそれぞれの魅力を生かしながら、一体的な都心エリアとして機能集積を進めるとともに、4つの副都心は都心及び副都心と相互に連携しながら、その機能補完や各地区の特性を最大限活用した多様な魅力を創出する拠点として育成します。

大宮駅西口

さいたま新都心

浦和駅周辺

第3節 暮らしや交流、活力を支える交通体系の構築

現状と課題

●本市は、鉄道14路線33駅を抱えており、なかでも東北・上越新幹線をはじめ、JR・私鉄各線が集結する大宮駅は、北関東の交通の要衝であるとともに、全国でも有数の一大交通拠点となっています。また、国道16号や国道17号新大宮バイパス、東京外郭環状道路、首都高速道路、東北自動車道などの幹線道路網も充実しています。

●しかしながら、鉄道を中心に通勤・通学時間帯では混雑が激しく、また、主要幹線道路や鉄道駅周辺で交通混雑が発生し、バスは定時性・速達性の低下などが生じており、交通網の強化や利便性の向上を図る必要があります。

●その一方で、今後さらに財政を取り巻く環境が厳しさを増すことが懸念される中、必要な道路整備を着実に進めるためには、対象となる道路を厳選し、効果の高いものから優先的に整備するなど、財政規模と連動した計画・整備を進める必要があります。

●また、高齢社会の進展や環境問題への意識の高まりなど、社会情勢が変わりつつある中で、交通弱者*の移動手段の確保、環境負荷*の削減等を念頭に、公共交通はこれまで以上に重要な役割を果たすとともに、過度な自動車利用から公共交通機関や自転車・徒歩への利用転換を促進する必要があります。

■本市の目指す将来の道路網

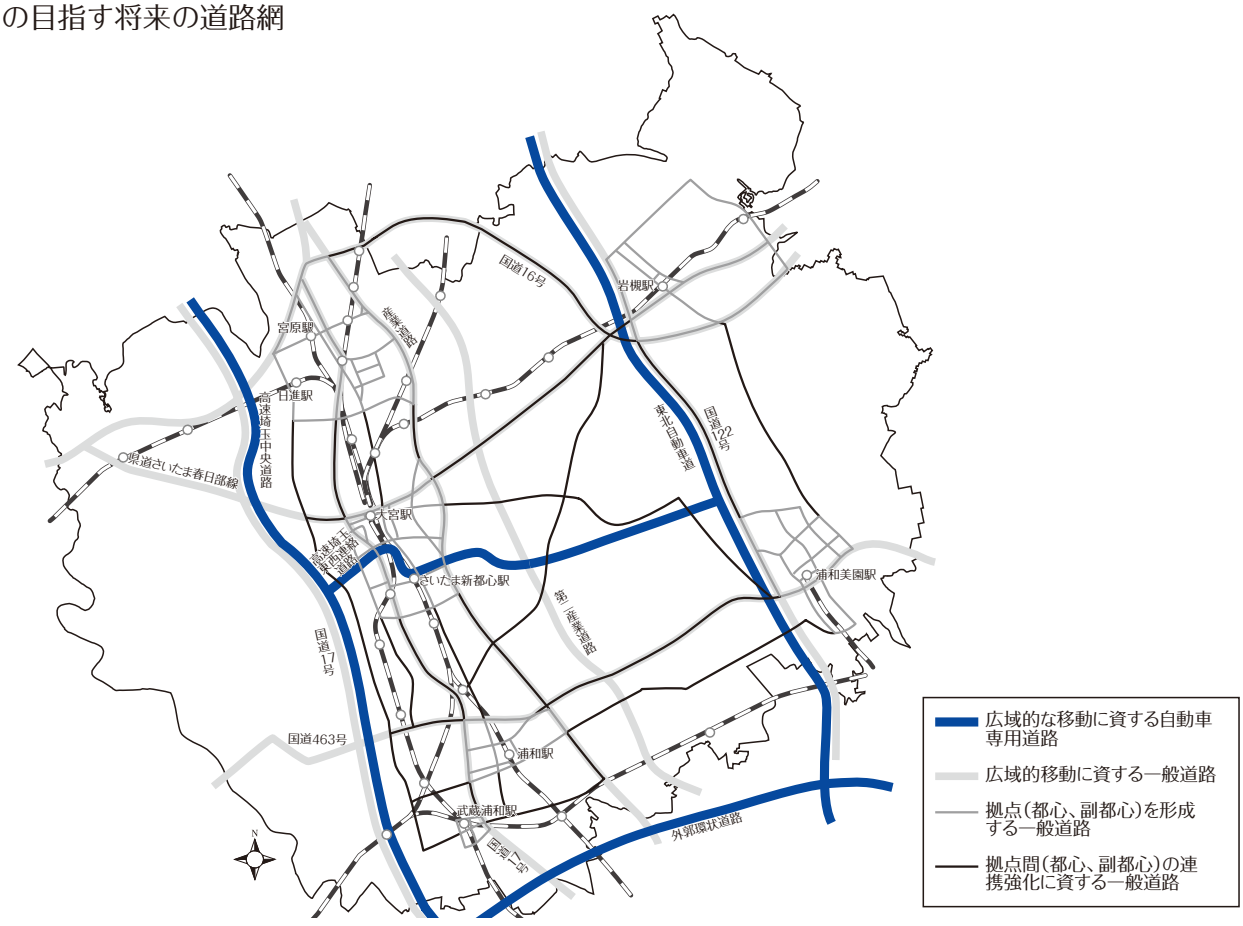

目指す方向性

広域的な交流を支え、市内主要拠点間の連携を強化する交通ネットワークを充実させるとともに、誰もが使いやすく、環境負荷*が少ない公共交通優先の交通体系を確立し、今後も持続的に都市活力を生み出し、多くの人が集まる交流拠点都市を目指します。

施策展開

1 公共交通ネットワークの充実

❖軌道系交通網の強化に向けて、地下鉄7号線*の延伸促進に取り組むとともに、LRT*等を含む新交通システムの導入研究や市内各鉄道の利便性向上を図ります。

❖バス交通については、ノンステップバス*の導入・普及を促進するなど利便性を高めるとともに、コミュニティバス*等による地域公共交通の充実を図ります。

❖駅前広場やバスターミナル、自転車駐車場の整備等により、鉄道駅周辺の交通結節機能の充実・強化を図るとともに、鉄道駅やその周辺におけるバリアフリー*化を促進します。

2 幹線道路ネットワークの充実

❖幹線的な道路の整備を進め、都市活動*を効果的に支えることが可能な南北軸と東西軸からなるネットワークを形成します。

❖交通渋滞解消や交通安全の向上のため、交差点の改良、踏切の拡幅等を計画的に進めるとともに、歩道の設置、植栽による道路の緑化、無電柱化*など、道路環境の向上を図ります。

❖今後の社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、都市計画道路*の定期的な見直しを行うとともに、効率的かつ効果的に道路整備を推進します。

3 交通施策の戦略的推進

❖都市活動を支える利用しやすい移動環境を確保し、コンパクトなまち*の形成を図るため、市民をはじめ、交通事業者、関係行政機関と相互に連携し、交通に関する課題や目標を共有しながら、ハード・ソフトの両面からなる交通施策を総合的かつ戦略的に推進します。

❖地下鉄7号線の延伸については、浦和美園～岩槻地域の成長・発展を進め、鉄道事業のプロジェクトの評価を確認しつつ推進します。

都市基盤・交通の分野

みなさんも一緒に取り組んでみませんか？
～みんなで創る“さいたま市の未来”～

市と市民・団体・事業者の方々など、多様な主体が力を合わせてまちづくりを推進することが、地域や市全体の魅力につながっていきます。さいたま市の未来を思い描いて、まずは身近なところから取り組んでみませんか？

ここでは、本計画の検討に当たり開催した「市民ワークショップ」でのご意見や、「さいたま市総合振興計画審議会」でのご意見等を踏まえて考えた、身近な取組（例）をいくつかご紹介します。

第1節 低炭素で質の高い生活環境を提供する市街地の形成

第2節 にぎわいや交流を創出する魅力的な都心・副都心の形成

◆自分たちのまちに関心を持ち、地域のまちづくり活動に参加する。
◆住宅・建物の壁面、屋上等の緑化に努めるとともに、地域での花壇活動などに家族や友人と共に参加する。
◆都心・副都心で行われるイベントに家族や友人を誘って出掛ける。
◆事業者は、開発などを行う際には近隣の生活環境に配慮し、近隣住民との合意形成に努める。

第3節 暮らしや交流、活力を支える交通体系の構築

◆安全で快適な自転車利用のため、自転車利用に関するルール･マナーを守るとともに、駅前等に自転車を放置しない。
◆過度な自動車利用を控え、電車やバスなどの公共交通機関を利用する。

第5章 産業・経済の分野

産業の活力を高め、躍動する都市づくりを進める

◉多様な業務機能の集積を図るなど、都市機能*の高度化を進め、自立都市づくりに取り組みます。

◉産学官連携*、異業種交流などを通じた人や情報のネットワークづくりを促進し、地域産業の育成を図るとともに、市内企業・事業所活動の活性化に取り組みます。

◉起業の支援やNGO*・NPO*活動の活性化などにより、都市型生活関連産業や情報・環境関連産業、コミュニティビジネス*などの新しい産業の創造に積極的に取り組みます。

◉人々が集い、出会い、買い物を楽しめる憩いと賑わいの空間を創出するとともに、時代の変化に対応できるよう商業・サービス業の振興を支援します。また、地域資源を活用しながら、魅力ある観光の振興を図ります。

◉農業の多面的な機能を重視しながら、市内に残された優良農地の維持を図り、都市農業*の活性化に取り組みます。

◉ライフスタイル*に応じた多様な就業機会の創出、雇用促進の支援を図ります。

（基本構想「4　施策展開の方向」より）

第1節　活力ある地域産業を育てる環境の整備

第2節　さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造

第3節　地域経済を支える人材の育成と就労支援

第1節 活力ある地域産業を育てる環境の整備

現状と課題

●日本経済は、少子高齢化・人口減少などの景気のマイナス要因に直面しているほか、新興国の台頭をはじめとする外的要因や今後のエネルギー政策の動向など、先行きが見通せない状況にあります。このような中、地域の雇用や経済を支える中小企業者の経営基盤強化に向けた意欲的な取組を支援する必要性が一層高まっています。

●本市の商業に関しては、大型店の店舗数及び店舗面積が増加する一方で、商店会とその会員数は減少傾向にあります。個店の魅力向上を図るとともに、地域資源を活用することで、来街者を呼び込み、市内消費の拡大につながる取組など、従来の枠組みにとらわれない支援策が求められています。また、商店街は、従来からの商業機能に加え、地域コミュニティ*の拠点としての機能を有していることから、地域コミュニティの核としてにぎわいを創出する各種イベントの開催や地域の課題等に対応した事業に取り組む商店会に対し、積極的な支援を行っていく必要もあります。

●本市の農業に関しては、全国的な傾向と同様に、農家人口の減少や従事者の高齢化、後継者の不足、農地の減少が進み、依然として厳しい状況にあります。食の安全・安心の確保、災害時の避難場所や延焼遮断等の防災機能、農業体験等を通じた市民相互及び農業者とのコミュニケーションの形成など、農業・農地が果たしている多面的役割が、将来にわたり持続的に発揮されるよう、地域ぐるみで農業を守り支えていく必要があります。また、より多くの市民が安心して地元の農産物を購入できるよう、地産地消*の拡大に向けた総合的な取組を進める必要があります。

■中小企業比率

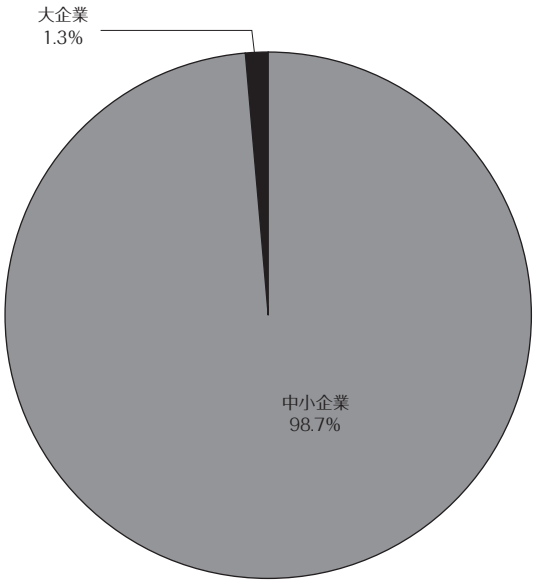

資料　総務省「平成24年経済センサス活動調査」
注）中小企業基本法第2条の従業員数の基準に該当する事業所を中小企業としている。

■商店会数及び会員数の推移

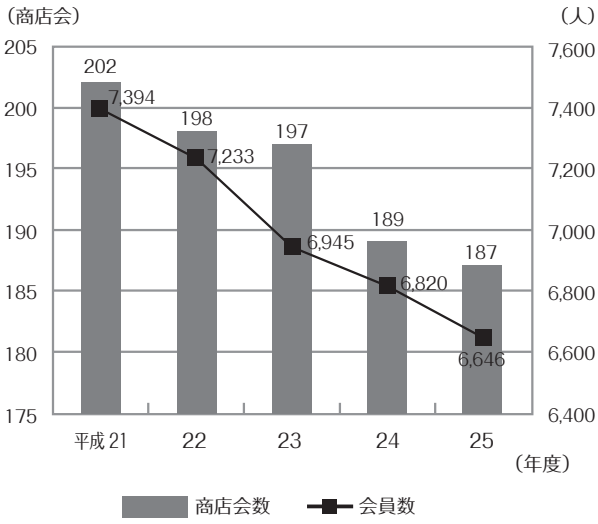

資料　商業振興課

目指す方向性

地域産業の足腰を強化するための基盤づくりと活性化に取り組みます。

施策展開

1 中小企業者・創業者の経営基盤の強化

❖関係団体や支援機関、金融機関との連携により経営支援体制を整備するとともに、制度融資*をはじめとする各種支援の着実な実施により、地域経済を支える中小企業者や創業者の経営基盤の強化を図ります。

❖創業の活性化に向けた環境づくりを進めるとともに、既存企業の新事業展開、技術力の強化、販路拡大、新製品の開発などに対する支援に取り組みます。

2 商業の活性化によるにぎわいづくり

❖商業・業務機能の再編・整備や集客機能の向上により、都心や副都心における商業地区の魅力向上や活性化を図るとともに、それぞれの地域特性に応じて、商業機能の向上を図ります。

❖商店街（会）の環境整備やまちの特色を創出する事業への支援など、商業の活性化によるにぎわいづくりを推進します。

3 都市農業の振興

❖計画的な土地利用の推進や生産基盤の整備、遊休農地*の解消などにより、優良農地の確保と有効利用に努めるとともに、市民農園*の整備など、市民が農業にふれあう機会の拡大を図ります。

❖認定農業者*や就農希望者への支援などにより、意欲ある担い手の確保・育成を進めるほか、農業経営安定化に向けた支援に取り組みます。

❖地産地消*の推進に向け、新鮮さや安全性に優れた農産物の生産とそのブランド化を進めます。

4 地域と共生する事業活動の支援

❖企業によるCSR*活動の推進に向けた取組への支援や、コミュニティビジネス*等の地域課題解決を目指す取組の事業化支援など、地域と共生する事業活動の支援を推進します。

■耕地面積及び農家人口の推移

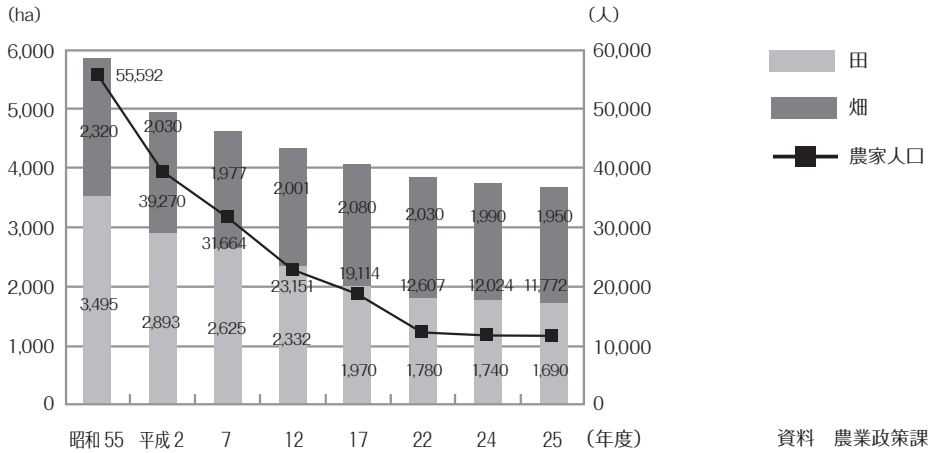

資料　農業政策課

第2節 さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造

現状と課題

●経済の急速なグローバル化の進展に伴い、本市の特性を生かしながら、市内企業の海外での販路開拓や事業機会の創出などを積極的に支援し、経済活動のさらなる国際化を推進する必要があります。

●本市は、首都圏の中心に位置し、東日本の交通の要衝という地理的優位性に加え、「光学機械器具・レンズ製造業」の製造品出荷額等*が全国シェア13%であるなど、高度な基盤技術を有するものづくり企業が集積し、新産業・新市場にも結び付くポテンシャルに恵まれています。

●地域経済活力の維持・増進を図るため、本市の強みである技術力の高い中小企業の競争力の一層の強化や、環境や医療等、次世代を担う新産業分野への進出支援などを通じ、激化する企業間競争を勝ち抜く企業の育成が求められています。

●また、本市の地理的優位性を生かし、研究開発型企業をはじめとした国内外の優良企業の本社・研究開発機能の誘致を引き続き進め、新たな産業集積拠点を創出する必要があります。

●さらに、本市は、サッカーをはじめとするスポーツ資源、盆栽や人形をはじめとする文化資源など、多彩な地域資源を有しており、平成29（2017）年の第8回世界盆栽大会*や平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック等も契機としながら、その様々な地域資源の魅力を高め、活用していくことで、地域経済の活性化や交流機会の増加、さらには本市のブランド力向上につなげていくことが求められます。

■産業中分類別の製造品出荷額等

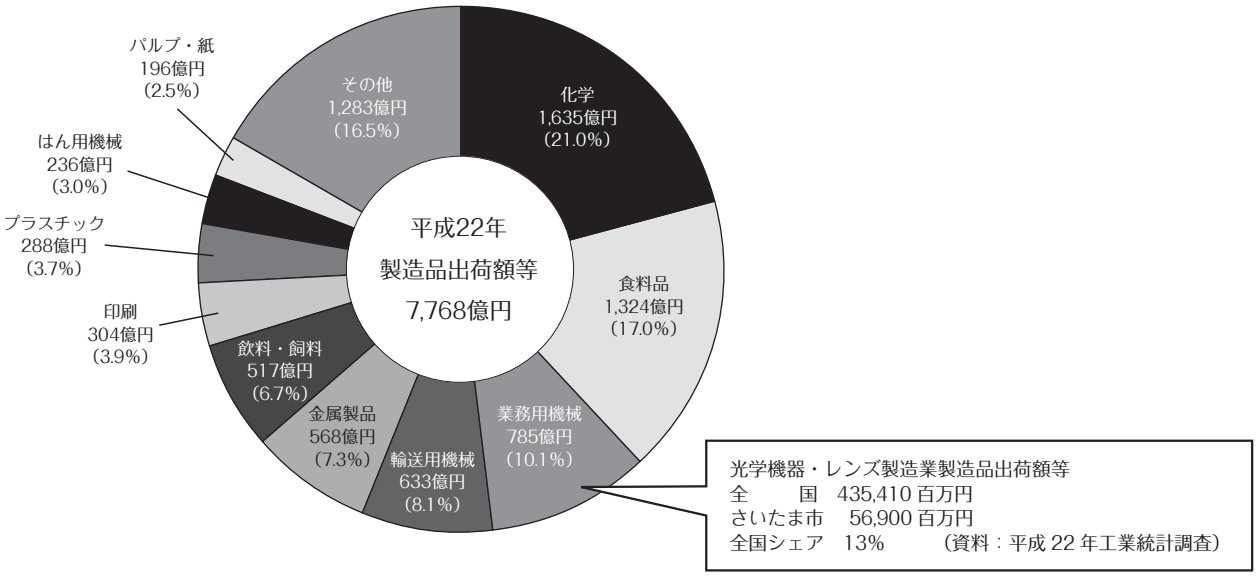

資料　経済産業省「工業統計調査」(平成 22 年)
注）端数処理の関係で個別に積み上げた値の合計が 100%とならない。

目指す方向性

本市の特性を生かし、経済のグローバル化*に対応できる産業競争力の強化とともに、ブランド力の強化などによる地域産業の付加価値の創出に積極的に取り組み、新たな産業の創造につなげます。

施策展開

1 さいたま市の強みを生かしたものづくり産業の競争力強化

❖高度な基盤技術を有するものづくり企業の集積という本市の強みを生かし、産学官連携*などによる戦略的な研究・技術開発支援、技術提携や市場開拓などの海外展開支援を通じ、ものづくり産業の競争力強化を図ります。

2 成長分野におけるイノベーションの創出支援

❖環境・エネルギー分野の関連産業、医療・介護分野の関連産業、クリエイティブ産業*など、成長分野におけるイノベーション*の創出を支援します。

3 さいたま市の優位性を生かした企業立地・集積の促進

❖本市の持つ地理的優位性や、豊富な人材、研究開発型企業の集積という強みに加え、継続した企業活動を可能とする災害に強い事業環境など、様々な特性を生かし、また、本市のポテンシャルを高めるプロジェクトと連携しながら、企業の立地を促進します。

4 地域資源などの魅力を生かした観光の振興

❖スポーツや文化、伝統行事や伝統産業、豊かな自然環境や特色ある農業など、本市の多彩な地域資源と魅力を生かし、「さいたま市ブランド」の育成を図るとともに、市内外から人が集まり、交流とにぎわいを創出する取組を推進します。

❖市外からの来訪者の増加を図るとともに、本市の魅力に対する市民の関心を高めるため、積極的なシティセールス*や、来訪者を迎え入れる環境づくりに取り組みます。

■入込観光客数の推移

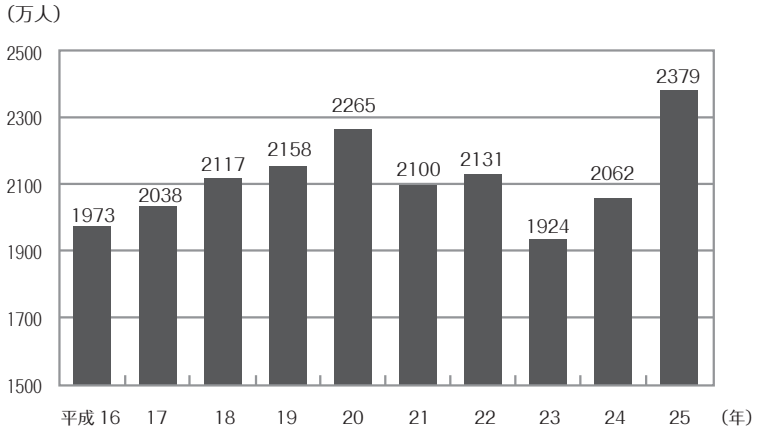

資料　観光政策課

第3節 地域経済を支える人材の育成と就労支援

現状と課題

●長期的な生産年齢人口の減少が予測される中で、特に市内の中小企業においては、優秀な人材の確保・定着・育成による労働生産性*の高い事業展開を図っていくことが必要となっています。

●また、市内企業においては、グローバル経済への対応、新事業・成長分野への参入に向けて、今後も見込まれる厳しい経済環境を乗り越えられる優秀な人材の育成が求められることから、市内産業・企業のニーズに応じた産業人材育成等の支援に取り組む必要があります。

●一方、本市における雇用情勢は、全国的な景気低迷などを背景として、依然として厳しい状況が続いています。若者の完全失業率*は、他の年齢層と比較して高い数値になっており、また、市内の子育て期の女性の労働力率*は、全国、埼玉県と比べても低く、出産や子育てが女性の仕事を中断させる一因となっていると考えられます。

●本市の厳しい雇用情勢は求職者と求人者の間の職業、スキル、職業意識等の様々な観点からの雇用ミスマッチ*が一端となっていることから、ミスマッチの解消に向け、市内企業・事業所における求人ニーズや情報の的確な把握とともに、求職者の就労意向・能力に応じたきめ細かな就労支援サービスの提供が求められます。

●また、市内には、ハローワーク*やヤングキャリアセンター埼玉*など、国・県の就労関連施設が数多く立地しており、就労支援に関して比較的恵まれた環境にあることから、国や埼玉県、そして市内企業や地元産業界とも連携を図りながら、就労支援体制を拡充・強化することが必要です。

●さらに、働きたい市民のライフステージ*に応じ、多様なニーズに合わせて、子育て環境なども含めた幅広い、魅力ある就労環境を整備することが重要です。

■年齢別完全失業率

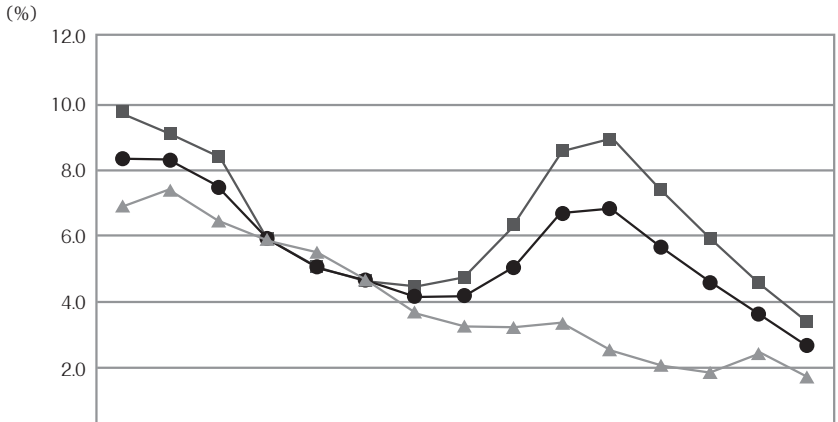

	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳～
総計	8.4	8.3	7.6	5.9	5.2	4.7	4.2	4.2	5.1	6.6	6.8	5.7	4.6	3.8	2.6
男性	9.8	9.1	8.4	5.9	5.1	4.7	4.5	4.7	6.2	8.5	9.0	7.4	6.0	4.6	3.4
女性	6.9	7.5	6.6	6.0	5.5	4.7	3.8	3.3	3.3	3.4	2.6	2.2	1.9	2.5	1.8

資料　総務省「平成22年国勢調査」

目指す方向性

学校教育とキャリア教育*の連携を図り、地域経済を支える人材の育成、多様な就業機会の創出など、産業活動の活性化に必要な環境づくりを進めます。

施策展開

1 地域経済を支える多様な産業人材の育成と活用

❖将来、社会に出て産業・企業活動を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代を対象に、あらゆる機会を通じて職業意識・就労意識の醸成、職業に関する知識や技能の習得・向上などを図るとともに、高い専門性や技術を持った人材と中小企業や起業家を結ぶ仕組みづくりなどにより、地域経済を支える多様な産業人材の育成と活用を推進します。

2 就労支援の充実

❖若者から高齢者まで、求職者の多様なニーズに応じたきめ細かな就職支援やサービス・情報の提供等を行うとともに、国や埼玉県等の関係機関と連携しながら就業機会の確保を図るなど、働きたい人への就労支援の充実を図ります。

3 魅力ある就労環境の整備

❖誰もが働きやすい就業環境の実現に向けて、市内企業・事業所における環境の改善・向上や勤労者福祉の充実を支援するとともに、子育て環境を含めた幅広い就労環境の整備を推進します。

■女性の年齢別労働力率

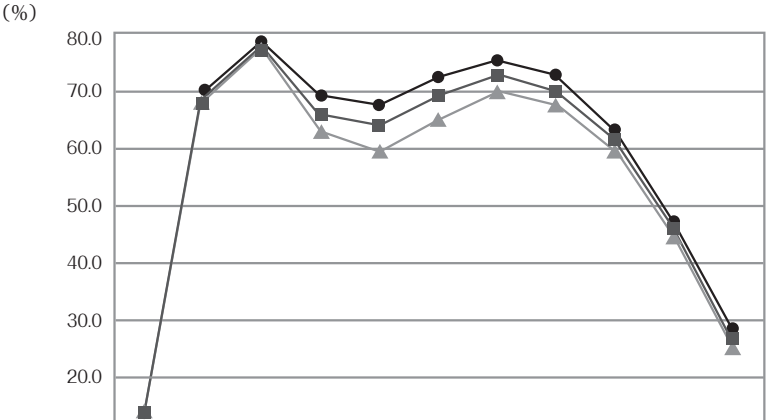

	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69歳
全国	15.4	70.4	78.7	69.4	68.0	72.5	75.8	73.2	63.9	47.5	29.2
埼玉県	16.6	68.9	78.0	66.2	64.3	69.6	73.3	70.3	61.7	46.0	28.0
さいたま市	14.9	68.3	78.8	64.1	60.5	65.5	70.8	68.5	59.9	45.3	26.9

資料　総務省「平成22年国勢調査」

産業・経済の分野

みなさんも一緒に取り組んでみませんか？
～みんなで創る“さいたま市の未来”～

市と市民・団体・事業者の方々など、多様な主体が力を合わせてまちづくりを推進することが、地域や市全体の魅力につながっていきます。さいたま市の未来を思い描いて、まずは身近なところから取り組んでみませんか？

ここでは、本計画の検討に当たり開催した「市民ワークショップ」でのご意見や、「さいたま市総合振興計画審議会」でのご意見等を踏まえて考えた、身近な取組（例）をいくつかご紹介します。

第1節 活力ある地域産業を育てる環境の整備

第2節 さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造

◆買物は、地元の商店街・農産物直売所などで、地場産品・製造品を購入するよう心掛ける。
◆地元のイベントや、10区それぞれの特色や魅力を探しに家族や友人を誘って出掛ける。
◆鉄道博物館や大宮盆栽美術館、岩槻の人形、サッカーなど、さいたま市の魅力を友人や知人に話してみる。
◆事業者は、地域において社会的責任に配慮しつつ事業活動を行う。

第3節 地域経済を支える人材の育成と就労支援

◆子育てなど、お互いの事情を考慮し、協力して仕事をする。
◆事業者は、地元での採用や人材の育成、従業員の誰もが働きやすい環境づくりに努める。

第6章 安全・生活基盤の分野

安全を確保し、市民生活を支える

◉市民の生命と財産を守るため、建築物の不燃化・耐震化、治水対策の推進など、災害に強い都市づくりを進めるとともに、市民活動と連携しながら消防・防災体制の充実を図ります。

◉交通事故や犯罪のない都市、高齢者や子ども、障害のある人をはじめ、すべての市民が安全に暮らせる都市を目指します。

◉水の安定的な供給、下水道の普及など、市民生活を支える基盤整備を進めます。

（基本構想「4　施策展開の方向」より）

第1節　災害に強い都市の構築

第2節　交通事故や犯罪の少ない生活環境の形成

第3節　安全・安心な生活基盤づくり

第1節 災害に強い都市の構築

現状と課題

●東日本大震災は、東北地方沿岸部の都市に壊滅的な打撃をもたらし、多くの犠牲者を出すとともに、がれき処理の問題や原発事故など、日本全体を揺るがす大きな爪跡を残しました。

●一方で、災害に対する日頃からの備えの重要性や、人と人のつながり、他人を思いやることの大切さが再認識されるなど、日常生活の営みに関する意識や価値観は大きく変化しました。

●そのような中、今後発生が予想される首都直下地震、相模トラフ沿いでのプレート間地震など、首都圏近郊を震源とする震度6以上の地震への対策や、台風、ゲリラ豪雨*、竜巻などの風水害、その他起こりうる様々な災害への対策に、早急に取り組むことが課題となっています。

●災害に強い都市をつくるためには、建造物の耐震化支援や治水対策、災害時における被害の拡大阻止や被災者救助など、いわゆる「公助」の取組が必要であると同時に、自らの生命は自らが守る「自助」、地域での助け合いにより自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の対応力を高めることも重要な課題となっています。

●また、都市化による建物の高層化や高齢社会などの社会情勢の変化に伴い、火災・救急をはじめ、大規模化、複雑多様化する災害に対応できる強靭な消防体制づくりが課題となっています。

■さいたま市直下地震による本市の主な被害想定一覧

項　目	予測内容	さいたま市直下地震
建物被害	全半壊棟数 [棟]	約 72,000
出火延焼被害	炎上出火件数 [件]	約 100
	焼失棟数 [棟]	約 44,900
人的被害	死者 [人]	約 2,040
	負傷者数 [人]	約 8,150
上水道被害	断水人口（1 日後）	約 265,000
下水道被害	機能支障人口（1 日後）	約 57,300
生活支障等	避難所生活者　直後・1 日後 [人]	約 123,000
	帰宅困難者（平日 12 時）[人]	約 116,000 ～ 141,000

資料　「さいたま市被害想定調査」（平成 26 年 3 月）
注 1）被害が最大となる冬の 18 時、風速 8 m／秒を想定
　2）「さいたま市直下地震」はマグニチュード 7.3 を想定

■火災・救助・救急件数の推移

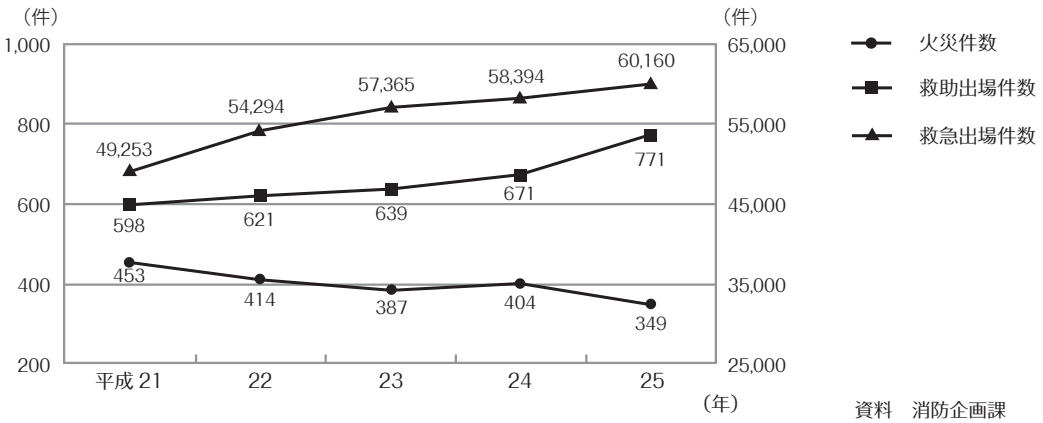

資料　消防企画課

目指す方向性

市民の生命と財産を守るため、災害に強い都市づくりを進めるとともに、市民活動と連携しながら消防・防災体制の充実を図ります。

施策展開

1　災害に強い都市基盤整備

❖都市・生活インフラ*や住宅等建築物の耐震性の確保、緊急輸送道路*の確保など、地区の特性に応じた災害に強い都市づくりを総合的かつ計画的に推進します。

❖河川の改修・調節池などの整備を促進し、治水安全度の向上を図るとともに、雨水貯留浸透施設*の設置、透水舗装の促進など雨水流出量の抑制を行うことにより、都市型水害にも対応できる総合的な治水対策を推進します。

2　地域と共に進める災害対策

❖防災に関する周知・教育活動の推進や、地域の防災訓練の実施等を通じて、子どもから高齢者まで市民の防災意識の啓発を図ります。

❖地域の防災施設・設備の拡充、災害に関する正確な情報を収集・提供するための体制づくり、地域と連携した災害時要援護者*への支援、自主防災組織や地域防災活動を担う人材の育成・活用など、地域における災害対策を推進するとともに、継続的に見直しや改善を行うことで充実強化を図ります。

❖行政・関係機関・地域・事業者が連携し、帰宅困難者への対応、非常時物資の確保、従業員の安全確保を行うなど、社会全体として防災・減災に向けた対策を推進します。

3　消防体制の充実強化

❖火災・救急をはじめ、大規模化、複雑多様化する災害に対応するため、消防署所、車両、人員等の消防力を計画的に整備するとともに、職員等への教育や訓練の充実により消防活動能力の向上を図ります。

❖市民・事業者の防災意識の高揚を図り、火災の予防や災害による被害の軽減を図ります。

❖救急医療機関との連携強化に取り組むとともに、応急手当実施率の向上を図るため、市民の応急手当の知識と技術の習得を促進します。

第2節 交通事故や犯罪の少ない生活環境の形成

現状と課題

●ここ数年、本市の交通事故発生件数は減少傾向であるものの、高齢化の進行とともに、交通事故死亡者数に占める高齢者の割合が高くなる傾向にあります。本市における交通事故は、高齢者の事故のほか、自転車の事故も多く、交通安全に関する普及啓発活動を推進していくとともに、生活に密着した交通安全対策を強化する必要があります。

●本市の刑法犯認知件数*は、自治会やPTA等の地域団体による自主的な防犯パトロールや子どもの見守り活動が活発になったこともあり、平成16（2004）年をピークに減少に転じています。しかし、本市の特徴として、刑法犯認知件数の中で多くを占める自転車盗や、身近な脅威となるひったくりや侵入窃盗など、市民生活に身近なところで発生する犯罪が多いため、これらの対策をより強化していくことが重要です。

●また、若者や高齢者を対象とした消費者トラブルは依然として増加しており、内容も多様化・複雑化が進んでいるため、被害の未然防止・解決に向けた迅速かつ適切な取組が必要です。

■交通事故全体に占める自転車事故件数の推移

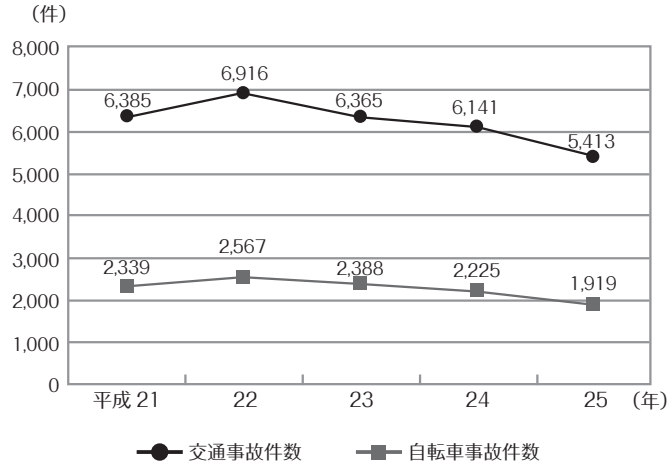

■市内刑法犯認知件数の推移及び平成25年の内訳

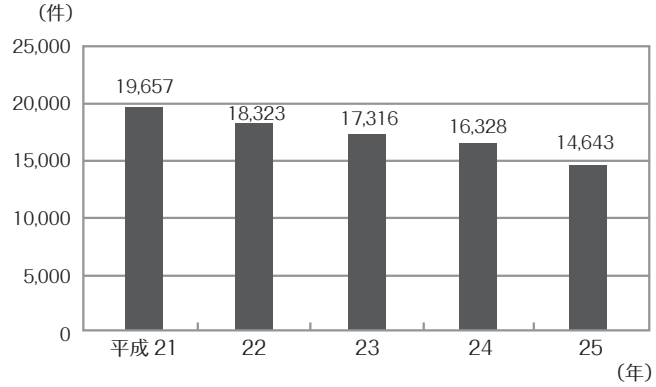

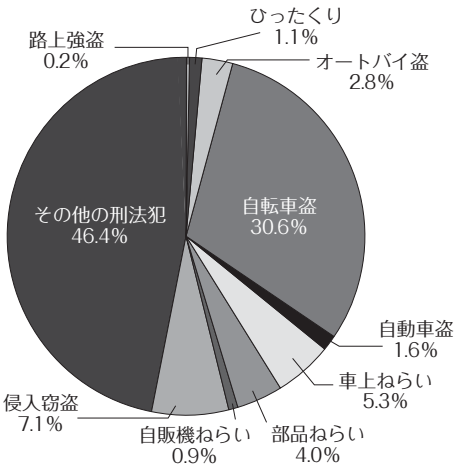

資料　埼玉県警察本部

目指す方向性

交通事故や犯罪のない都市、高齢者や子ども、障害のある人をはじめ、すべての市民が安全・安心に暮らせる都市を目指します。

施策展開

1　交通事故の防止

❖事故の発生地点に重点を置いた道路照明灯やカーブミラー等の交通安全設備の整備・充実、交差点の改良、歩道の整備など、交通事故の防止に向けた道路環境整備を推進します。

❖横断歩道の敷設や信号機の設置等の地域要望を的確にとらえ、警察等関係機関と連携して交通安全環境の改善に取り組みます。

❖交通事故に遭いやすい幼児や児童生徒、高齢者を中心に、各世代に応じた自転車の安全利用を含む交通教育を推進するなど、市民に広く交通安全意識の普及・啓発を図り、正しい交通ルールの遵守やマナーの習得を促進し、交通事故の未然防止につなげます。

2　地域と連携した防犯の推進

❖街路灯の設置・充実や、街なかの死角を減少させるなど、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、市民の身近な場所で発生する犯罪や、繁華街などで発生する犯罪の防止・抑制を図ります。

❖防犯に関する広報・啓発の充実により市民の防犯意識を向上させ、また自主防犯活動団体の育成支援により地域におけるパトロール活動を活性化させるとともに、暴力排除を推進するなど、住民と共に地域の安全・安心の確保に取り組みます。

3　安全・安心な消費生活の確保

❖消費者トラブルに関する最新情報や知識を分かりやすく迅速に市民に発信・啓発することで、市民の注意を喚起し被害の未然防止を図ります。

❖消費者トラブルに遭遇した際の相談窓口の周知と相談体制を強化し、被害の拡大防止を図るとともに、警察等関係機関とも連携して被害者の救済に努めるなど、安全・安心な消費生活の確保に取り組みます。

第3節 安全・安心な生活基盤づくり

現状と課題

●本市の水道給水量は、節水意識の定着、節水型機器の普及などにより平成18（2006）年度以降減少傾向にあります。また、水需要の伸び悩みから料金収入の増加が見込めない一方で、高度経済成長期*に集中的に整備された水道施設の老朽化が進み、その維持管理や更新・耐震化に必要なコストの増大が見込まれています。

●市民の暮らしや都市活動*を支える極めて重要なライフライン*として、利用者にいつでも信頼される水道を維持し続けるためには、従来にも増して計画的かつ効率的な事業経営を推進することが求められています。

●本市の下水道普及率は、平成24（2012）年度末現在90.0%まで上昇していますが、今後も市民の生活環境や公共用水域*の水質の保全のため、公共下水道の整備や設備の更新・耐震化をより一層推進する必要があります。

●また、世帯規模の縮小に伴い1件当たりの汚水排水量は減少し、接続戸数の増加のわりに需要は鈍化するなど、下水道の料金収入は伸び悩むことが見込まれることなどから、効率的な経営改革に向けた取組の強化が課題となっています。

●住宅については、ニーズの多様化や住宅セーフティネット*再構築の重要性が高まるなど、社会情勢の変化に的確に対応することが求められています。また、市営住宅については、厳しい財政状況が見込まれる中で、供給量の増加を図ることが難しく、一方で老朽化が進んでいるため、それらの対策が課題となっています。

■水道事業の基本業務量の推移

	給水件数（件）	(A) 年間総給水量（m³）	1日最大給水量（m³）	1日平均給水量（m³）	(B) 年間総有収水量（m³）	(B/A) 有収率（%）	1件1ヶ月平均使用水量（m³）	水道料金収入（百万円）
平成21年度	550,339	136,273,270	417,030	373,351	127,699,892	93.7	20.22	27,688
22年度	555,804	137,351,660	419,020	376,306	128,674,138	93.7	20.10	27,833
23年度	560,768	134,121,100	411,180	366,451	125,938,499	93.9	19.44	27,031
24年度	565,068	132,414,610	398,070	362,780	126,068,395	95.2	19.25	27,028
25年度	570,639	131,146,180	397,500	359,305	125,808,352	95.9	18.94	26,935

資料　経営企画課
注）「水道料金収入」は、消費税抜きの金額

目指す方向性

水の安定的な供給、下水道の普及など、市民生活を支える基盤整備を進め、住みたい・住み続けたいまちを目指します。

施策展開

1　安全な水の安定供給

❖安全かつ安定的な水の供給のため、老朽水道施設の計画的な更新、整備を進めるとともに、耐震化を進めるなど、災害に強い水道を構築します。

❖民間的経営手法の導入や職員の技術力向上を図るなど、効率的な事業運営に努め、健全な経営を推進します。

2　安全な都市（まち）をつくる下水道整備

❖市内の下水道の普及をさらに推進するとともに、下水道処理水の水質改善、設備の更新や耐震化、近年増加しているゲリラ豪雨*対策等の雨水・浸水対策を充実させるなど、安全・安心な都市の実現に向けた取組を推進します。

❖将来にわたって信頼性の高い下水道を維持するため、施設の延命化や経費回収率*の改善、経費の節減など経営の健全化に取り組みます。

3　住生活の充実

❖子育て世帯や高齢者向けの良質な住宅の確保、戸建て住宅やマンション等の耐震化・バリアフリー*化への支援など、社会情勢の変化に対応した住宅を充実させるとともに、良質な住環境の形成を促進します。

❖住宅の確保が困難な市民に対して、公的賃貸住宅のほか、民間賃貸住宅の活用促進など、居住の安定の確保に取り組みます。

❖市営住宅については、老朽化した住宅の建替え、修繕等を計画的に推進するとともに、入居者の収入が基準を超えた場合の対策を徹底するなど、入居機会の公平性の確保に引き続き取り組みます。

■下水道普及率の推移

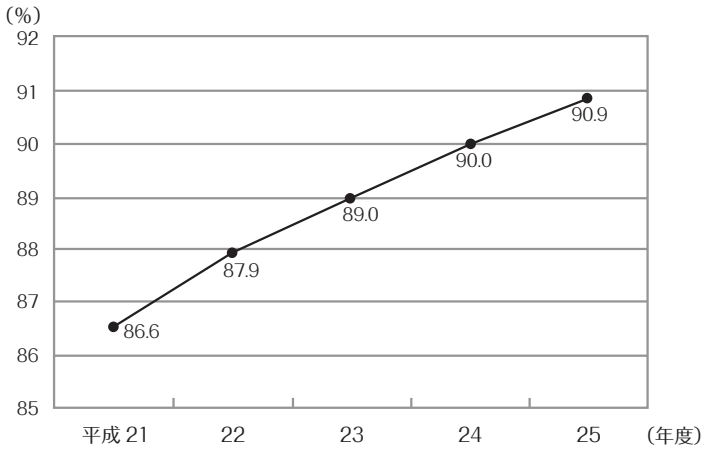

資料　下水道計画課

安全・生活基盤の分野

みなさんも一緒に取り組んでみませんか？
～みんなで創る“さいたま市の未来”～

市と市民・団体・事業者の方々など、多様な主体が力を合わせてまちづくりを推進することが、地域や市全体の魅力につながっていきます。さいたま市の未来を思い描いて、まずは身近なところから取り組んでみませんか？

ここでは、本計画の検討に当たり開催した「市民ワークショップ」でのご意見や、「さいたま市総合振興計画審議会」でのご意見等を踏まえて考えた、身近な取組（例）をいくつかご紹介します。

第1節 災害に強い都市の構築

◆家族で防災に関するパンフレットなどを読んで、災害時の避難場所、経路、緊急連絡先等を確認し、防災グッズを備えておく。
◆家族や近所の人たちと地域の防災訓練に積極的に参加する。
◆日頃から火事を起こさないよう心掛け、放火されない環境をつくるとともに、住宅等に火災警報器や消火器を備え、消火器の使い方を理解しておく。
◆応急手当の知識・技術を習得する（AED*の使い方などを含む）。
◆事業者は、地域の一員として防災訓練の実施や非常時物資の確保などに取り組む。

第2節 交通事故や犯罪の少ない生活環境の形成

◆自動車や自転車の利用者、歩行者ともに、日頃から交通ルールやマナーを守り、譲り合いの気持ちを持って交通安全に心掛ける。
◆日頃から近隣での声掛けなどを行い、地域ぐるみで防犯意識を高める。
◆地域の防犯活動に家族や近所の人たちと共に参加する。
◆消費者トラブルに関する最新の情報や知識の把握に努め、家族みんなで注意する。

第3節 安全・安心な生活基盤づくり

◆水の大切さについて家族で話し合い、日頃から水を無駄使いしないよう心掛ける。
◆台所、トイレ、お風呂や道路の側溝など下水道管に通じるところでは、油やごみなどを流さないようにする。
◆住宅の耐震化やバリアフリー*化に努める。

第7章 交流・コミュニティの分野

理解を深め合い、多彩な交流を広げる

◉コンベンション*機能や情報発信機能など、広域的な交流機能を充実するとともに、産業・経済、文化、スポーツなど幅広い分野で、国内外との交流を進めます。

◉異文化交流を進めながら、外国の人にも住みやすい、世界に開かれた都市を目指します。

◉男女共同参画社会*の実現を図るとともに、年齢の違い、障害の有無などにかかわりなく、一人ひとりを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を発揮し、共に参画できる地域社会を築きます。

◉地域におけるまつり、イベントの開催や世代間の交流などを進め、ふれあいのある地域社会を築きます。

（基本構想「4　施策展開の方向」より）

第1節　人権尊重社会の実現

第2節　ふれあいのある地域社会の形成と活性化

第3節　多文化共生・世界に開かれた都市づくり

第1節 人権尊重社会の実現

現状と課題

●人権問題に関しては、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等への差別や偏見、インターネットによる人権被害、同和問題*など様々なものがあり、これらの解消が今もなお重要な課題となっています。そのため、人権教育や啓発など各種施策を市民、事業者、関係機関等と連携しながら、積極的かつ継続的に推進する必要があります。

●男女共同参画社会*の実現に向けて、本市では性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行の見直しを促すため、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づき、各種取組を推進してきました。

●近年では様々な場面で活躍する女性が増え、これまで実施した市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」といった役割分担意識については薄れてきてはいるものの、「家庭生活の場」、「社会通念や慣習など」、「職場」等の平等感は低く、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題は依然として多く残されています。

●また、男女共同参画拠点施設である「パートナーシップさいたま」、「女・男（ひと・ひと）プラザ」等における女性からの相談件数は増加傾向にありますが、配偶者や交際相手等からの暴力に関する相談も多くなっており、また、女性の約2割が身体に対する暴力を受けたことがあると回答した市民意識調査の結果もあるなど、総合的な対策を講じる必要があります。

■「パートナーシップさいたま」等相談件数の推移

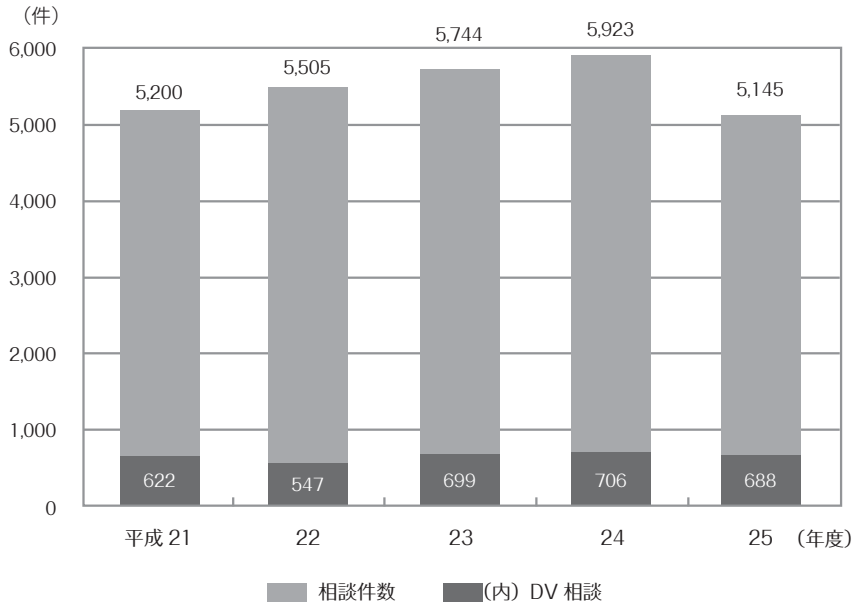

資料　男女共同参画課

目指す方向性

人権に関する意識の向上と被害者への支援に積極的に取り組み、社会全体で不当な差別を許さない人権尊重社会を目指します。

施策展開

1　人権を尊重する都市づくり

❖人権問題の解消に向けた市民の意識・関心と社会全体の気運の向上を図り、あらゆる人権被害をなくし、人権を尊重する都市づくりを推進するため、市民や事業者、国や埼玉県など関係機関等と連携・協力して、学校教育の場をはじめとする人権教育、市民や企業等への人権啓発、被害者等が相談しやすい環境づくりなど、各種取組の充実を図ります。

2　男女共同参画社会の実現

❖男女平等意識の向上、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行の見直しを促すとともに、仕事や家庭生活、地域活動など様々な場における男女の共同参画を進めるため、市民、事業者、関係機関等と連携・協力して、意識啓発や各種情報の提供、育児や介護等に関する支援、女性リーダーの育成支援等に取り組みます。

❖市の各種審議会など政策・方針決定の場への女性の積極的な登用を、引き続き推進します。

3　配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

❖学校教育の場をはじめとする意識啓発や、情報の提供、相談体制の整備、被害者の保護と自立支援の充実など、市民、事業者、関係機関等と連携・協力して、配偶者や交際相手等からの暴力の防止と被害者への支援に取り組みます。

■各分野における男女の地位の平等感

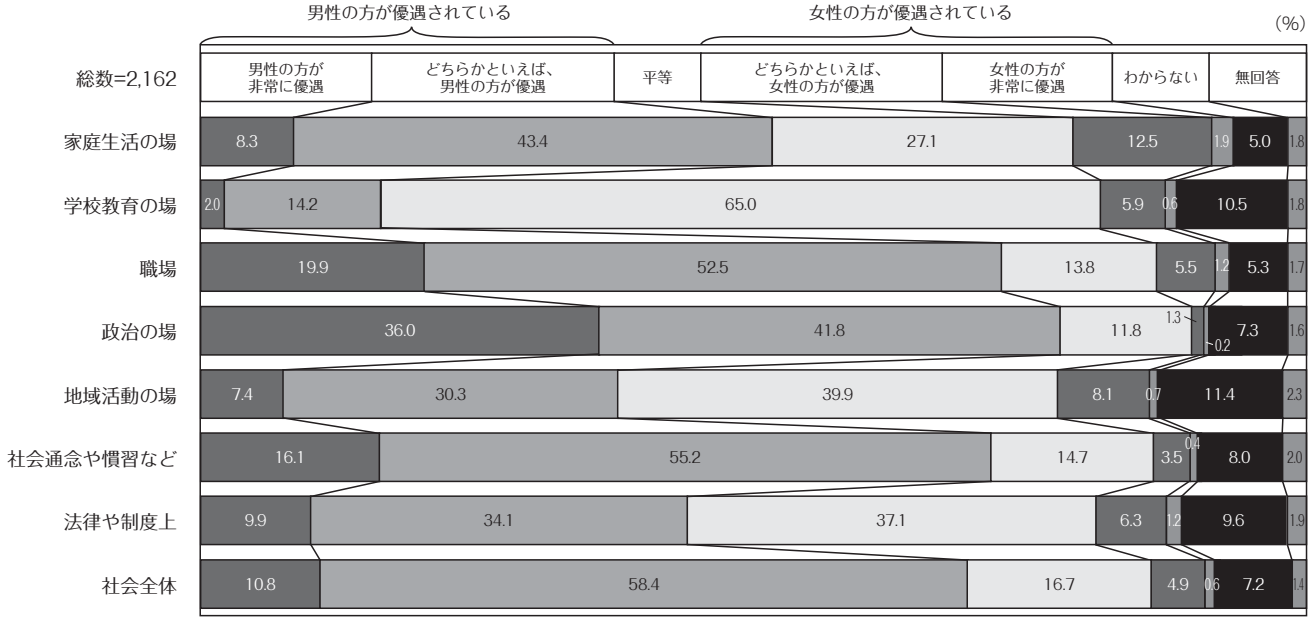

資料　さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査（平成24年1月）

第2節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化

現状と課題

●近年、少子高齢化の進行や人々の価値観・ライフスタイル*の変化から、相対的に地域社会とのつながりが弱いと考えられる単独世帯や夫婦のみ世帯が増加していることなどを背景に、地域住民の交流の希薄化や地域社会の機能低下が大いに懸念されています。

●地域社会の衰退は、家庭内暴力、虐待、非行、ひきこもり*、障害、孤立、環境保全など、個人や家庭では解決が難しい問題の深刻化を招くおそれや、防災・防犯の面で適切な対応ができなくなり、住民の安全・安心が脅かされる事態も想定されます。また、祭りなどの行事や文化といった地域の特色が失われることにもつながりかねません。

●防災や防犯、高齢者の見守り、子育てなど、地域社会に期待される役割は今後も大きく、近年では、自治会のほか、ボランティア団体やNPO*など様々な市民活動団体の活躍も期待されます。

●今後は、地域のつながりや地域力を維持・向上させるための取組を強化し、地域に暮らす人々が適切に役割と責任を分担しつつ、主体的に地域の課題を解決していくまちづくりを推進していく必要があります。特に、団塊の世代*を中心として多くの市民が地域社会に生活の重心を移すと見込まれている中、人々が地域とのつながりに新たな生きがいを見出し、地域への愛着心や誇りをはぐくみ、ひいては地域社会の活性化に結び付けていくことが大切です。

■地域活動の参加状況及び今後の参加意向

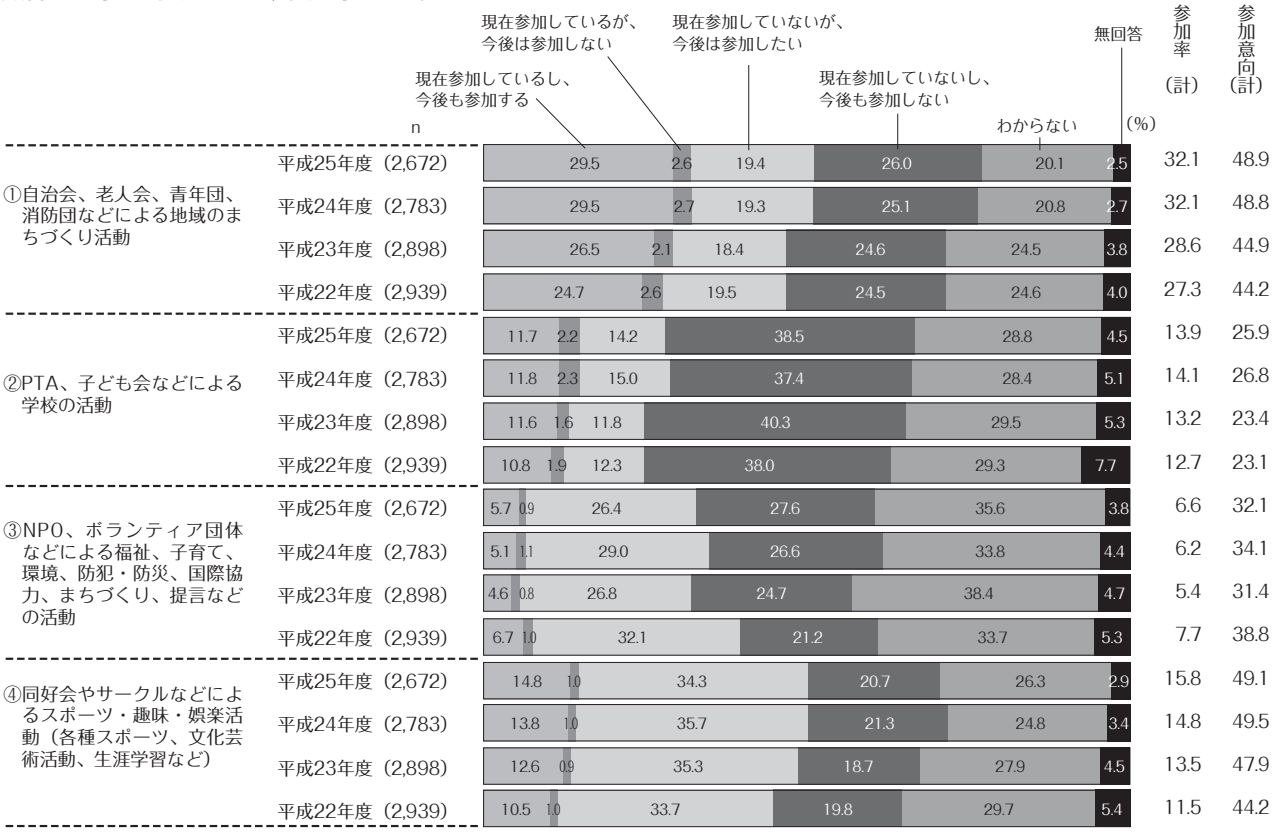

資料　さいたま市民意識調査（平成25年度）

注）『参加率（計）』は、「現在参加しているし、今後も参加する」「現在参加しているが、今後は参加しない」の合計。
『参加意向（計）』は、「現在参加しているし、今後も参加する」「現在参加していないが、今後は参加したい」の合計。

目指す方向性

地域住民等の交流や自主的な活動を促進し、ふれあいのある地域社会の形成と、地域住民が主体的に地域課題の解決に取り組むまちを目指します。

施策展開

1　地域住民等の交流の促進

❖子どもから高齢者まで多世代の交流、以前からの住民と新たに転入してきた住民との交流、地域の事業者や大学等との交流など、様々な交流の促進を図ります。

2　地域住民等の自主的活動の促進

❖自治会の活動をはじめ、防災や防犯、環境保全、祭り、文化、スポーツなど、地域住民やボランティア団体、NPO*等の自主的な活動に対する支援の充実に取り組みます。

❖一般的に地域社会への関心が薄いとされる若者世代や、今後、地域社会に生活の重心を移すと見込まれる団塊の世代*等を中心に、広く地域住民等の自主的活動への関心や参加の向上を図ります。

❖地域における様々な活動を通じて、住民や団体のつながりを高め合い、互いを支え合える地域づくりに取り組みます。

3　地域住民等の活動環境の充実

❖学校施設や公共施設の有効活用、市民活動サポートセンターやコミュニティセンターなど各施設の連携、施設の管理・運営における市民との協働の推進など、地域住民等の活動の場や環境の充実に取り組みます。

第3節 多文化共生・世界に開かれた都市づくり

現状と課題

●本市における外国人市民は、平成25（2013）年10月現在で17,185人、総人口に占める割合は約1.4%となっています。経済、文化、スポーツなど様々な分野におけるグローバル化や高度情報化の一層の進展に伴い、国境を越えた人の移動や交流がさらに活発化すると見込まれます。

●このような背景を踏まえ、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会*の実現に取り組み、地域の活性化や都市としての魅力の向上につなげていく必要があります。

●さらに、これまで姉妹・友好都市*をはじめとする海外の都市との交流や国際協力、盆栽など文化の発信、国際会議やスポーツイベントの誘致等に取り組んできましたが、今後も積極的に国際化施策を進め、経済の活性化など、都市の活力の向上につなげていく必要があります。

●また、平成17（2005）年12月に制定した「さいたま市平和都市宣言」に基づき、国際社会の一員として核兵器の廃絶と世界の恒久平和実現に貢献していくことが求められます。

■国籍別外国人市民の割合
（平成 26 年 1 月 1 日現在）

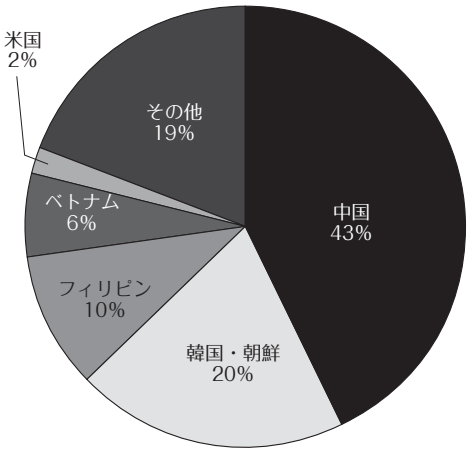

資料　区政推進室

■さいたま市総人口及び外国人市民数の推移
（各年 1 月 1 日現在）

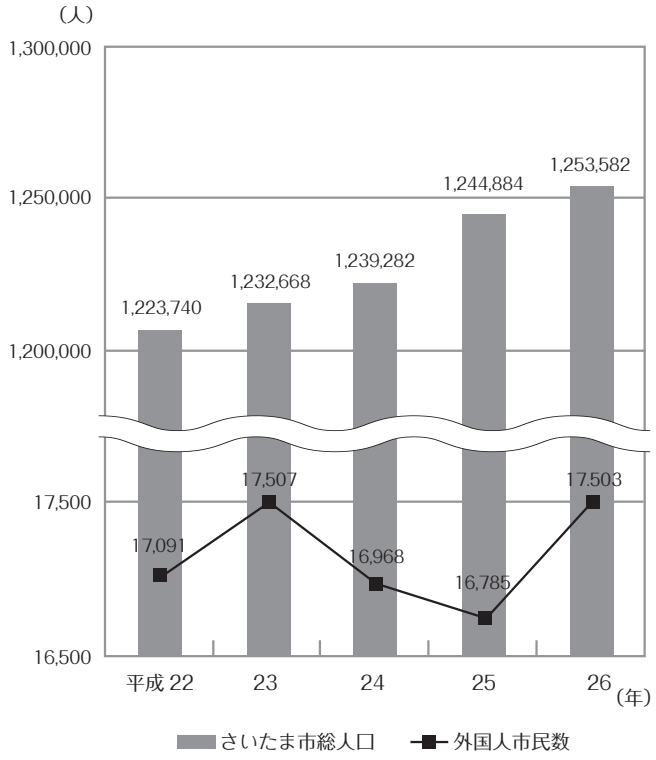

資料　区政推進室

目指す方向性

文化の違いを互いに認め合い、地域社会の仲間として共に暮らしていくことができる多文化共生社会*の実現とともに、様々な分野での国内外との交流・協力を積極的に推進し、世界に開かれた都市を目指します。

施策展開

1 国内外との多様な交流機会の充実

❖国際会議などのコンベンション*、イベント等の誘致や開催支援、来訪者の受入体制の充実に取り組みます。

❖自然、サッカー、盆栽、漫画、人形など、多彩な地域資源を守り育てながら、積極的な情報発信と活用に取り組むとともに、市民主体の活動を促進するなど、国内外との多様な交流機会の充実を図ります。

2 国際化の推進と多文化共生社会の実現

❖姉妹・友好都市*など海外の都市との様々な分野での交流、国際交流・協力活動に取り組む市民や団体への支援、大学や企業等との連携による国際貢献、学校での国際理解教育などに取り組みます。

❖外国人市民に対する様々な情報発信や生活支援、交流を進める関係団体等への支援の充実を図るなど、外国人市民も安全で安心して暮らすとともに、地域の一員として生活できる環境づくりに取り組みます。

❖外国と日本の互いの文化や習慣、言語などを学ぶ事業やイベントの充実を図ります。

3 世界の恒久平和実現への貢献

❖次代を担う子どもたちが戦争の悲惨さと平和の尊さについて学ぶ機会の充実を図るとともに、広く市民に平和への関心を促し、意識の高揚を図るなど、世界の恒久平和実現に貢献する取組を展開します。

交流・コミュニティの分野

みなさんも一緒に取り組んでみませんか？
～みんなで創る“さいたま市の未来”～

市と市民・団体・事業者の方々など、多様な主体が力を合わせてまちづくりを推進することが、地域や市全体の魅力につながっていきます。さいたま市の未来を思い描いて、まずは身近なところから取り組んでみませんか？

ここでは、本計画の検討に当たり開催した「市民ワークショップ」でのご意見や、「さいたま市総合振興計画審議会」でのご意見等を踏まえて考えた、身近な取組（例）をいくつかご紹介します。

第1節 人権尊重社会の実現

◆家族で人権や家庭内の役割分担について話し合う。
◆家庭、職場、地域など様々な場で、男女の区別なくお互いを認め合い、協力する。
◆セクシュアル・ハラスメント*、ドメスティック・バイオレンス*（配偶者等からの暴力）など人権被害の防止に取り組み、何か気づいたことがあれば専門機関等に連絡する。

第2節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化

◆自治会をはじめとする地域団体や学校などの活動に、家族や友人と共に参加する。
◆隣近所へのあいさつなど、日頃からのコミュニケーションを心掛ける。
◆事業者や大学等は、地域のイベントに参加するなど、地域住民との交流に取り組む。

第3節 多文化共生・世界に開かれた都市づくり

◆国籍などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域において良い関係を築けるよう心掛ける。
◆平和の大切さについて、家族で話し合う。